



救急車の要請・警察への
通報・ロードサービス

**事故現場での
初期対応も
おまかせください!**

スマートフォン専用アプリ

サポNavi

または
AppStore・Playストアで検索!

サポNAVI

検索結果に表示されない場合は、
「あいおいニッセイ同和損保」で検索してください。

“TOUGH(タフ)”シリーズ商品ラインアップのご案内

3つのコンセプトでお客さまに「タフな安心を」お届けします。

- 迅速** お客さまへの対応を迅速に行います。
- 頼れる** 高品質な商品・サービスでお客さまをしっかりと守ります。
- 優しい** 環境に配慮した活動や社会貢献にお客さまとともに取り組みます。

3つのコンセプトを実現する商品ラインアップでお客さまをしっかりと守ります。
タフな安心を、あなたに。

- TOUGH クルマの保険** 充実した補償とサービスで、あなたのカーライフに安心をお届けします。
- TOUGH 住まいの保険** 充実した補償とサービスで、あなたの建物・家財などをとお守りします。
- TOUGH ケガの保険** 日常生活中やスポーツ中、旅行中などのさまざまな事故によるケガによるケガを補償します。
- TOUGH ケガの保険(積立タイプ)** 日常生活中やスポーツ中、旅行中などのさまざまな事故によるケガの補償に加え、満期時には満期祝い金をお支払いします。

“TOUGH”シリーズ商品の詳細は当社ホームページからもご確認いただけます。▶▶▶ あいおいニッセイ同和損保 検索

(注)代理店・扱者により、上記商品をお取り扱いしていない場合がございます。

保険に関するお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101

【受付時間】
平日9:00～19:00
土・日・祝日9:00～17:00
(年々始は休業させていただきます)

・ご住所・お車・年齢条件・運転者限定の変更は、左記以外の時間帯および年末年始は自動音声サービスをご利用いただけます。当社ホームページ(http://www.aioinissaydowa.co.jp/)では24時間受付しております。
・お問合わせや変更の内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただきます場合があります。

事故・故障時のご連絡窓口

あんしん24受付センター

【事故・故障が発生した場合は】
ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

0120-024-024

【受付時間】
24時間365日

・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。

- このパンフレットは「タフ・クルマの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証(eco保険証券を選択したお客さまは、ID/パスワード)通知(ガキ)が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 「タフ・クルマの保険」は「個人総合自動車保険」のペットネームです。
- 「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロードサービス費用特約」または「ロードアシスタンスサービス、ロードサービス費用特約および代車補償拡張特約」で構成されています。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行います。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

この自動車保険は、
・契約者の環境配慮行動の促進(エコカー向け割引の採用、eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加)
・事故発生時の環境負荷の軽減(リサイクル部品の利用促進)などの取組みによりエコマーク認定を受けています。

エコマーク認定自動車保険
エコマーク認定番号 第10 147 009号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
http://www.aioinissaydowa.co.jp/



● ご相談・お申込先

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP



充実した補償とサービスをお求めのあなたに

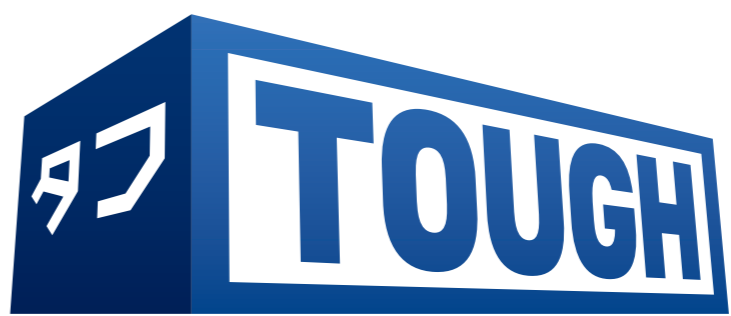
クルマ

個人総合自動車保険

平成30年1月以降保険始期用



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。



クルマの保険



「タフ・クルマの保険」は、ベルマーク協賛商品です。



タフイー&ハッピー



タフ・見守るクルマの保険

もお選びいただけます!

専用の車載器とお持ちのスマートフォンで先進的なサービスをご提供。安全運転のサポートと事故時のさらなる安心をお届けします。(P9~10 参照)

お客様の お車は 大きなトラブルを 引き起こすリスクに 囲まれています

1

歩行者・自転車の飛び出し!

実は 交通事故の約4件に1件が歩行者・自転車との事故。^{※1}



このようなトラブルに

相手にも過失があるのに
治療費の全額を請求された!

2

古い車に追突!

実は 車の平均使用年数は12年超となり、年式の古い車が増加。^{※2}



このようなトラブルに

修理費の全額を請求された!

4

停止中に追突された!

実は 車両相互の事故の約3件に1件が追突などのもらい事故。^{※1}



このようなトラブルに

相手が悪いのに
相手が交渉に応じてくれない!

3

衝突されて大事故に!



近頃の「アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故」や「運転手の意識不明による暴走事故」など、いつ大事故に巻き込まれるかは予測が付きません。

このようなトラブルに

後遺障害を負い体の自由がきかない。
これからどうしたらいいの…

このようなトラブルへの備えは万全 ですか?

タフ・クルマの保険の対象となるご契約

記名被保険者(P19、P31参照)が個人のノンフリート契約(総付保台数が9台以下)

タフ・クルマの保険の対象となる自動車

次の8車種が対象となります(このパンフレットでは下記の8車種を「自家用8車種」といいます)。

- ・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用小型貨物車 ・自家用軽四輪貨物車
- ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ・特種用途自動車(キャンピング車)

(注)自家用8車種であっても下記自動車は対象外となりますのでご注意ください。
事業にのみ使用するお車、レンタカー、教習用自動車、公有・準公有自動車、販売用自動車、陸送自動車および受託自動車

事故で車が使えない!

修理・買替えで車が使えないと、通勤や送迎、毎日の買い物など、日常生活に支障が出てしまうことも…

このような心配も

車がないと困るなあ。
明日からどうしよう…

※1 警察庁交通局「平成28年における交通事故の発生状況」より当社まとめ

※2 一般財団法人自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」より(平成28年3月末の乗用車(軽自動車を除く)の平均使用年数)



実際に事故が起こっても…

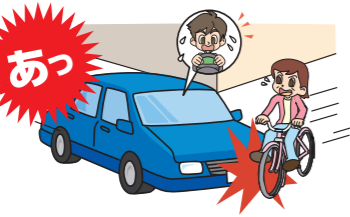


におまかせください!

お客さまをお守りする補償があらかじめパッケージされているので、「相手への賠償」にも「ご自身のケガ」「お車の損害」にもしっかり備えられます!

1

歩行者・自転車の飛び出し!



相手にも過失があるのに治療費の全額を請求された…

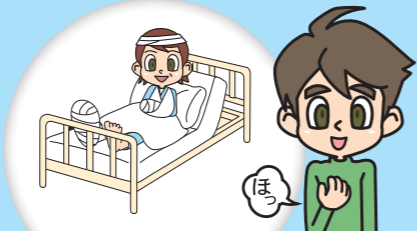


責任割合に対する理解が得られず、解決までに長い時間がかかることも…

!このようなきも

対歩行者等傷害特約

がパッケージされているので安心! 16ページ
この特約で対人賠償責任保険で補償されない相手の過失部分も補償します。



相手の過失分も含め補償され相手の方も納得!

2



3

衝突されて大事故に!



後遺障害を負い体の自由がきかないこれからどうしたらいいの…



事故で突然、体の自由がきかなくなり、精神的に落ち込んでしまうことも…

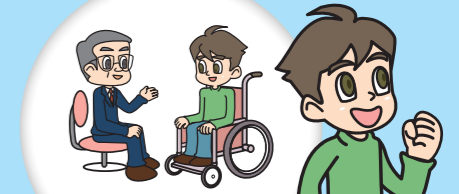
!このようなきも

人身傷害自立支援費用特約

自立支援サービス付

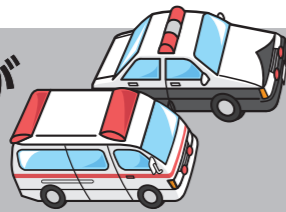
がパッケージされているので安心! 21ページ

この特約による費用の補償に加え、自立支援サービスでは社会福祉士が生活環境を整えるために必要な一人ひとりに合った情報提供やアドバイスをさせていただきます。



リハビリや福祉機器の費用の補償だけでなく、社会福祉士がサポート!

実際に「事故」が起こったら…



3



お車が「動かない」ときは…



次ページ参照

2

古い車に追突!



相手に修理費の全額を請求された…

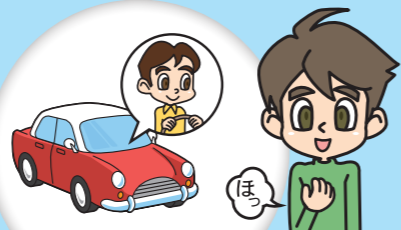


対物賠償責任保険では時価額を超える修理費はお支払いできません。

!このようなきも

対物超過修理費用特約

がパッケージされているので安心! 18ページ
この特約で修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額をお支払いします(50万円限度)。



時価額を超える修理費も補償され相手の方も納得!

4

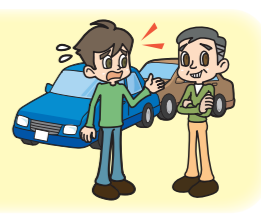


4

停止中に追突された!



相手が交渉に応じてくれない…



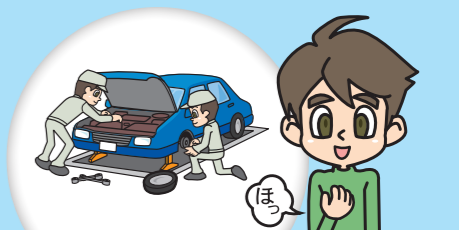
やむなく、自分の保険を使って修理すると、翌年の等級がダウンし保険料がアップしてしまいます。

!このようなきも

車両保険無過失事故特約

がパッケージされているので安心! 26ページ

この特約があると、車両保険を使用しても、等級はダウンしません。
※車両保険をセットしたご契約に限りです。



相手との交渉・翌年の保険料を気にせず車両保険を利用できた!

3

4



お車が動かなくなった場合も…

お車のトラブル時に必要となる費用等の補償もパッケージ



におまかせください!

されているので、トラブル現場でも、帰宅後も安心です!



トラブル現場では

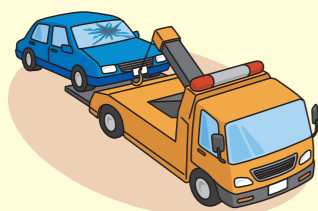
帰宅後は



外出先での事故や故障によるトラブル… このように 連続して出費が発生します。

1

車が動かない…



レッカー^{けん}牽引・搬送等

2

今日はもう帰れない…



宿泊費用

3

明日電車・新幹線で移動しないと…



帰宅・移動費用

4

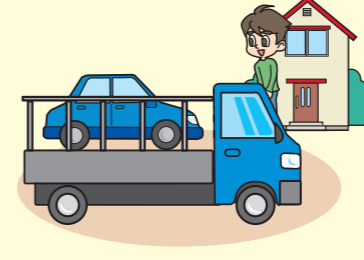
買替・修理中の代車が必要…



代車

5

修理後の搬送費用が…



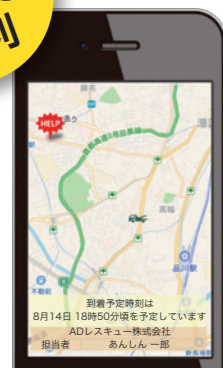
修理後の搬送費用・引取費用

このような場合に、24時間365日駆けつけるロードアシスタンスサービスとお車での移動ができなくなることで必要となる費用等の補償で、

お客様をサポートします!

27~28ページ

さらに安心で便利



スマートフォン専用アプリ「サポNAVI」

お車のトラブルのときにご利用ください。

トラブル場所の送信
ロードサービスデスクに位置情報を送信して出動を要請できますので、見知らぬ場所でも安心です。

出動車両の接近情報*
出動車両の現在地を確認できますので、暑い日・寒い日でも屋外で待ちいただく必要がありません。

その他の安心機能
修理工場等への入庫完了をお知らせします。
応急作業内容の動画をご覧ください。

*サポNAVIでお客さまのトラブル場所を送信してロードアシスタンスサービスを要請する場合があります。出動する業者によっては、ご利用できない場合があります。



ダウンロードはこちらから!

またはAppStore、Playストアで「サポNAVI」と検索ください。

電話混雑時や聴覚障がい者のお客さま向けに、電子メール・Web機能を使ってロードアシスタンスサービスを要請できる機能も搭載しています。(かんたんWebシステム)

初期対応コンシェルジュサービス

レッカー現場急行サポートをご利用の場合、ご希望により下記のサービスもご利用いただけます。



公共交通機関のご案内



宿泊施設のご案内



修理工場のご紹介



夜間休日医療機関情報のご提供

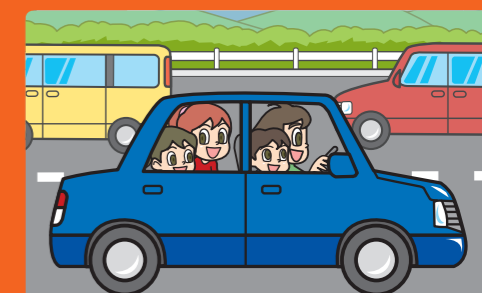


ご家族へのご伝言

(注) 地域等によってサービスをご提供できない場合があります。

例えばこのようなとき

旅先での事故。お車が動かないと、いろいろと思わぬ出費が!



東京~名古屋間、大人2人・子ども2人の場合

家族旅行(大人2人・子ども2人)の帰路で事故。お車が自力走行不能となってしまった。

レッカー ^{けん} 牽引・搬送料金	25,740円
宿泊費用	45,000円
帰宅費用	31,080円
代車費用	108,000円
修理後の搬送費用	35,000円

合計 約24.5万円

大きな負担となります!



◆レッカー^{けん}牽引・搬送料金: 大手ロードサービス業者利用、レッカー15km(夜間・一般道) ◆宿泊費用: 15,000円/人(子ども半額) ◆帰宅費用: 新幹線利用(東京~名古屋) 10,360円/人(子ども半額) ◆代車費用: 7,200円/日(15日間利用) ◆修理後の搬送費用: 東京~名古屋を陸送 (注) 当社が作成した事故事例による出費の一例です。



夜間・休日に被害者から急な連絡が!

現在、「事故の受付」はこの保険会社でも「24時間365日」対応。“受付後の対応も、



におまかせください!

24時間365日どこも同じ?”ではありません!



あいおいニッセイ同和損保

事故対応サービス



事故の受付後の「初期対応」「相手方とのやりとり」「示談交渉」まで

夜間・休日も 平日と変わらない対応を実現!



現場でのアドバイスを含む
事故受付



病院対応・代車手配などの
初期対応



責任割合判断



示談交渉 など



ご契約時から、万が一の事故のときまで、お客さまを全力でサポートすることを誓います。

宣言1 お客さまをお待たせしません!

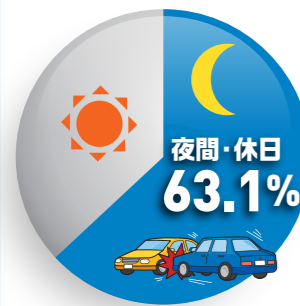
宣言2 すべてのお客さまへ親身な対応を行います!

宣言3 “プロフェッショナルの安心”でしっかり支えます!



例えば、このようなときも安心しておまかせください!

こちらの動画もご覧ください



夜間・休日の事故はなんと 60%以上!

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(平成27年度)

深夜の事故!
被害者から「修理代全額の支払い」を求められた!



被害者から **休日**に突然の連絡!
すぐに相談したい



なら

責任割合に関する相手の方とのやりとりも **当日中に対応!**

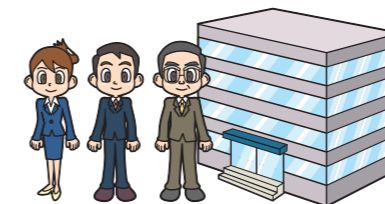
被害者からの休日の問い合わせにも **その日のうちに対応!**

さらに



お客さまに代わり事故現場での相手の方との電話対応も行います!

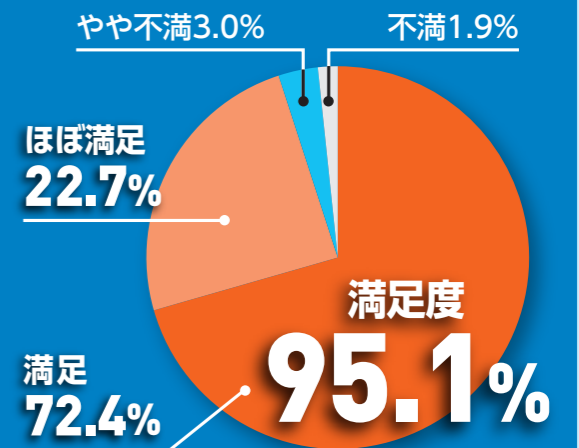
さらに



担当者不在時も相手の方との示談交渉に対応します!

お客さま満足度

事故対応全般に対して、95.1%のお客さまにご満足をいただいています



当社保険金お支払いに伴うお客さまアンケート(平成28年度)より



さらなる安心・安全なカーライフは

補償・サービスは充実! でも、事故が起こらないことが最も大切です! **安全運転**



におまかせください!

のサポートと事故時のさらなる安心をご提供します!



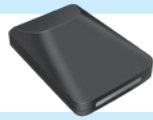
見守るクルマの保険

充実した補償・サービスの **TOUGH** に、
先進的なサービスをセットした自動車保険が
「**タフ・見守るクルマの保険**」です。

月々
+300円

保険期間1年の場合の
口座振替12回払の
保険料*

ご契約後
にお送りする



専用
車載器

と



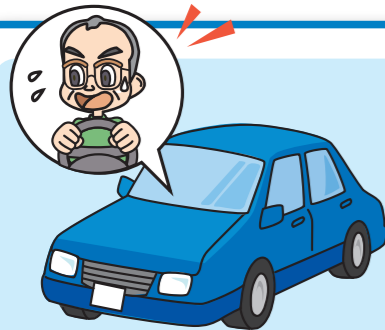
お持ちの
スマート
フォン

を活用して、安心・安全な
カーライフを実現します。



- 専用車載器の発送に一定期間を要します。始期日(または特約セット日)までに車載器の到着が間に合わない場合がありますので、始期日(または特約セット日)から14日以上前までにご契約のお手続きをお願いします。
- シガーソケットまたはUSB給電ソケットのないお車ではご契約いただけません。
- 記名被保険者が当社が定める条件を満たすスマートフォンを保有している必要があります。スマートフォンのOSのバージョン等によっては、アプリをインストールできない場合がありますのでご了承ください。この場合、「タフ・見守るクルマの保険」をご契約いただけません。

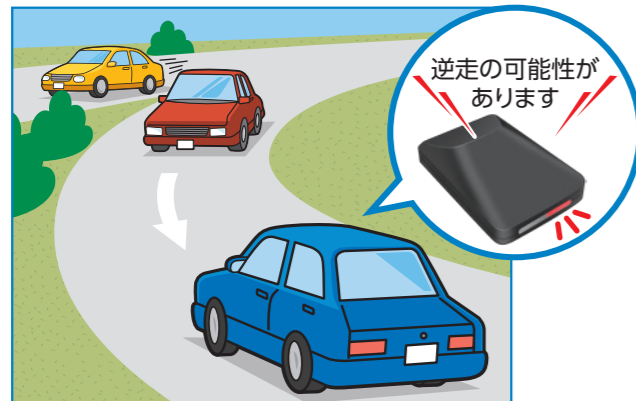
*一時払は年間3,480円、団体扱・集団扱12回払は月々290円、団体扱・集団扱一括払は年間3,310円(保険期間が1年を超える場合は左記と保険料が異なります。大口団体割引は適用されません)



安全運転をサポートする 安全運転支援アラート

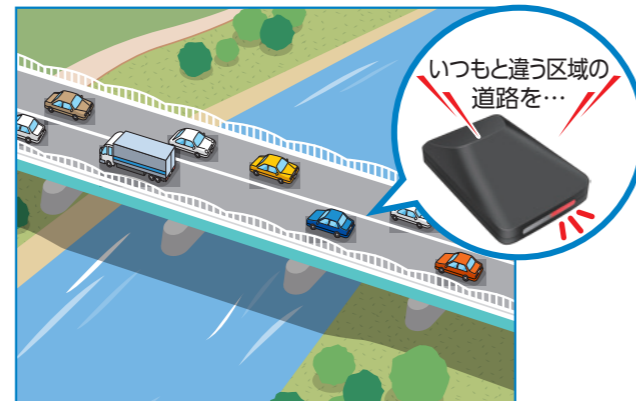
急加速・急減速や事故多発地点への接近に加え、高速道路での逆走や日常的に使用しない道路の走行に対して注意喚起するアラートをご提供し、事故防止をサポートします。

高速道路逆走注意アラート



逆走の可能性が
あります

指定区域外走行アラート



いつもと違う区域の
道路を…

運転診断レポート

急加速・急減速の発生回数等の運転傾向に加え、安全運転支援アラートの配信状況等について、1回の運転ごとおよび1か月ごとに運転診断結果としてレポートをご提供します。運転診断レポートはスマートフォン等でご覧いただけます。



ご高齢のドライバーにとって、車は楽しみでもあり大切な移動手段
「**タフ・見守るクルマの保険**」が
安心・安全な運転をサポート



事故直後の初期対応をサポートする 事故緊急自動通報サービス

専用車載器が大きな衝撃を検知すると、自動的にコールセンターへ通知し、専任オペレータからご利用のスマートフォンに安否確認コールを行います。事故直後の初期対応に必要なアドバイスや、お車のレッカー牽引・搬送の手配等、事故で不安を抱えるお客さまを迅速かつ的確にサポートします。



- 車載器が衝撃を検知
- コールセンターに自動的に通知



専用アプリ



- オペレータから安否確認コール
- レッカー手配等を実施



ご家族を見守る、ご家族に安否を知らせる 見守りサービス

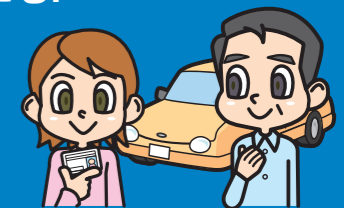
あらかじめ指定する家族等に、各種アラートの発生時刻・場所等に加え、1か月ごとに作成される運転診断レポートをスマートフォン等へ通知・共有するサービスをご提供します。また、事故時に事故緊急自動通報サービスの安否確認コールが行われた場合には、メールにてケガや緊急搬送の有無などをご連絡します。

家族の安心だけでなく、子や親などとの会話のきっかけにも!

よく遠出している
みたいだけれども
大丈夫かな

だんだんと
娘の運転が丁寧な
なっている

連絡がつかず
心配したけれど、
無事みたいで
安心したわ



(注1)「タフ・見守るクルマの保険」は「事故発生時の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームで、補償内容は「タフ・クルマの保険」と同一です。
 (注2)「事故発生時の通知等に関する特約」は、専用車載器を通じた自動発報により事故の連絡があった場合に、事故発生時の通知義務(普通保険約款基本条項第18条)が履行されたことみなすことを規定した特約で、補償内容を規定したものではありません。
 (注3)専用車載器の設置や専用アプリの設定等について詳しくは専用車載器と同梱する取扱説明書等をご参照ください。
 (注4)本サービスのご提供にあたっては、専用アプリのインストールとメールアドレス・パスワード等の登録が必要となります。
 (注5)本サービスは、専用車載器の設置状況・車両の状況・事故の状況・天候・通信環境等により、その機能が発揮されない場合があります。

家族構成やお車の使用状況にあわせて必要な補償をご確認ください。

タフ・クルマの保険は、幅広くお客さまのニーズにお応えします。

相手への賠償(対人)

相手の方を死傷させた場合の補償

自動セット

対人賠償責任保険 15 ページ

弔慰金等の臨時費用に

自動セット

対人臨時費用特約 15 ページ

対人賠償責任保険で補償されない相手過失分も補償

自動セット

ピックアップ P3

対歩行者等傷害特約 16 ページ

人の損害

おケガの補償

ご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償

人身傷害保険(自動車事故特約セット) 19 ページ

(注)人身傷害保険は自動的にセットされます(自動セット)。自動車事故特約(任意セット)のセットをおすすめします。

入院時の当座の費用に

任意セット

傷害一時金特約 20 ページ

人身傷害保険で補償されないリハビリテーション訓練等の費用を補償

自動セット

ピックアップ P4

人身傷害自立支援費用特約 21 ページ

自転車で転倒して死傷した場合等も補償

任意セット

交通事故特約 21 ページ

通り魔等の犯罪事故によって死傷した場合も補償

任意セット

犯罪被害事故特約 21 ページ

扶養者に不慮の事態があったときの補償

任意セット

人身傷害子ども育英費用特約 21 ページ

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払い

任意セット

ピックアップ P13

人身傷害サポート費用特約 22 ページ

クルマのトラブルサポート

24時間365日、お車のトラブルのときに駆けつけます

自動セット

ロードアシスタンスサービス 27~28 ページ

事故や故障等によりレッカー牽引・搬送された場合等に必要となった費用等を補償

自動セット

ロードサービス費用特約 27~28 ページ

自力走行不能の場合に限らず事故時に代車をご提供

任意セット

代車補償拡張特約 28 ページ

相手への賠償

相手への賠償(対物)

相手のものを壊した場合の補償

自動セット

対物賠償責任保険 17 ページ

対物賠償責任保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償

自動セット

ピックアップ P3

対物超過修理費用特約 18 ページ

お車・物の損害

お車の補償

ご契約のお車が壊れた場合の補償

任意セット

車両保険 23 ページ

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に

自動セット

全損時諸費用特約 24 ページ

「もらい事故」等の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます

自動セット

ピックアップ P4

車両保険無過失事故特約 26 ページ

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償

任意セット

ピックアップ P14

新車特約 25 ページ

車両事故で新たにお車を買ったときに一時金をお支払い

任意セット

ピックアップ P14

買替時諸費用特約 25 ページ

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償

任意セット

ピックアップ P14

車両超過修理費用特約 25 ページ

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払い

任意セット

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 26 ページ

車両事故時にリサイクル部品を使用することを契約時に決めていただくことで車両保険料を割引

任意セット

「ハートフルリサイクル」(リサイクル部品使用特約) 26 ページ

その他の補償

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い

任意セット

弁護士費用等特約 29 ページ

借りたお車での事故をご自身の保険で補償

自動セット

他車運転特約 29 ページ

日常生活の賠償事故を補償

任意セット

個人賠償特約 29 ページ

大切な身の回り品の損害を補償

任意セット

車内外身の回り品特約 30 ページ

原動機付自転車の事故を補償

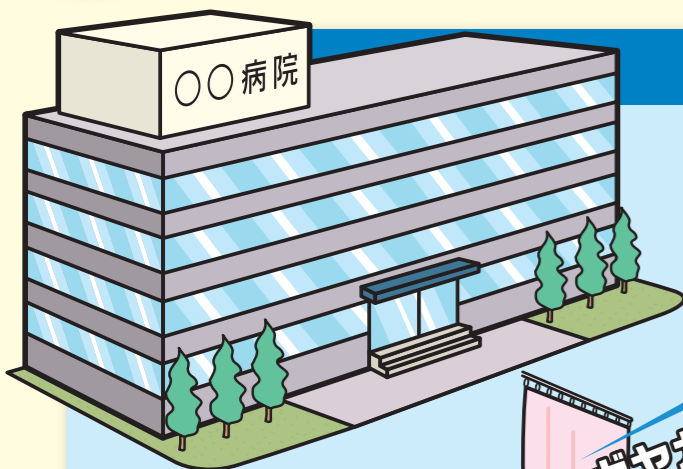
任意セット

ファミリーバイク(人身傷害型)特約 30 ページ

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

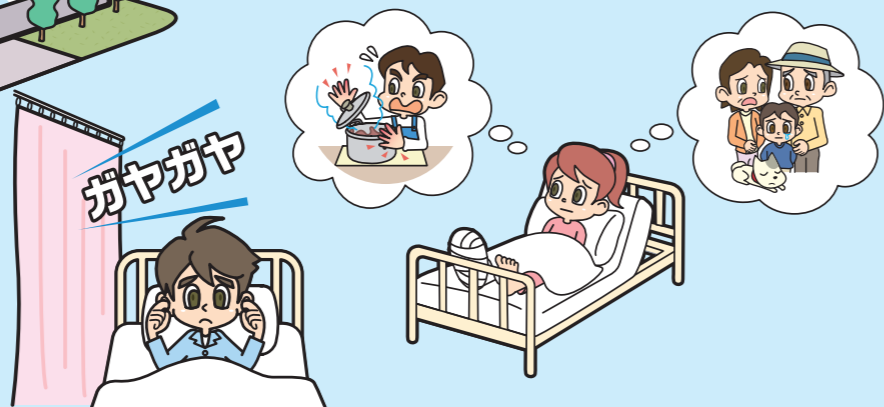
※「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」(P15、P17参照)が自動的にセットされます(自動セット)。

大切なご自身・ご家族やお車のために
ご家族の状況やお車の状態にあわせて **お選びください。**

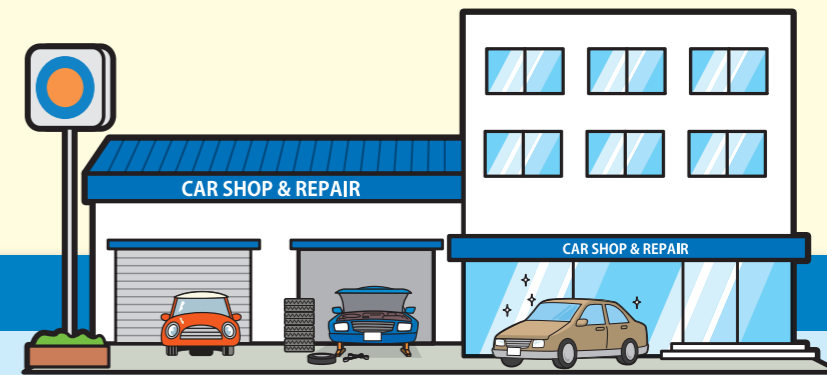


ご確認ください

入院中の心配は、治療費等の出費だけではありません。



他人と同室で過ごす**ストレス**や、家で待つ**ご家族の生活が心配**で、治療に専念できないことがあります。



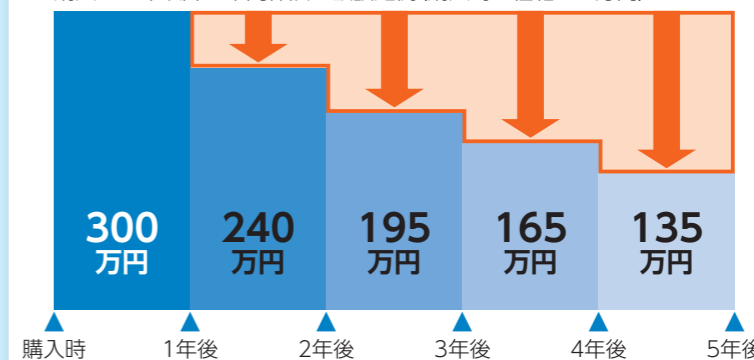
ご確認ください

事故で大きな損害が発生した場合、**車両保険だけでは自己負担が発生し、買替・修理のニーズに十分こたえられないケースがあります。**



車両保険の支払限度額(車両保険金額)は毎年減価します

購入の翌年以降の車両保険金額設定例(購入時の価格300万円)

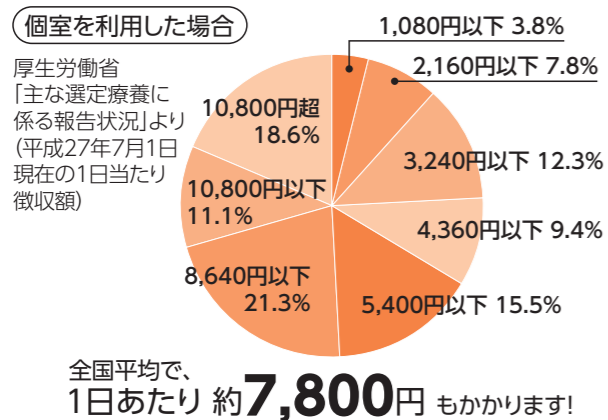


人身傷害サポート費用特約 があれば安心!

入院中のご自身・ご家族の生活を支える費用を補償。治療に専念することができます。

差額ベッド費用

事故により入院し、特定病室等を利用した場合の差額ベッド費用を補償します。



ご家族の生活をサポート

事故により、家事・介護・育児・ペット飼育を行う方が入院した場合や入院した方に付き添う場合に、次の費用を補償します。



その他に、転院移送費用・遠隔地家族臨時交通費用・介護支援費用もお支払いの対象となります。

お車買替・修理サポート があれば安心!

新車特約・買替時諸費用特約・車両超過修理費用特約

買替・修理に備えることができます。お車の年式やニーズに応じてご選択ください。

新車特約

新車ならこれ!

買替 修理

新車の購入費用や修理費用を、ご契約のお車の購入時の価格まで補償! 買替時の諸費用にも備えられます。



この特約をセットできる主な条件
満期日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から61か月以内の場合

買替時諸費用特約

新車以外にもおすすめ

買替

買替時の諸費用に備えられ、新車に買い替えやすくなります!



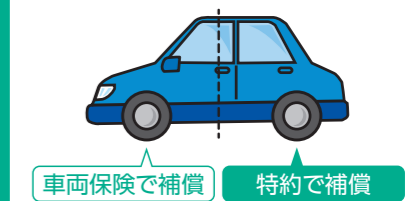
この特約をセットできる主な条件
車両保険金額が50万円超の場合

車両超過修理費用特約

愛車の修理に備える

修理

車両保険金額を超える修理費にも対応。乗り慣れたお車に乗り続けられます!



この特約をセットできる主な条件
始期日の属する月が初度登録(検査)年月の翌月から25か月超の場合

(注) 補償内容や特約をセットできるご契約条件等の詳細はP25をご参照ください。

- ▶相手への賠償(対人)
- 相手への賠償(対物)
- おケガの補償
- お車の補償
- クルマのトラブルサポート/その他の補償

相手への賠償 (対人)



お客さまより「感謝の声」をいただきました。
中学生の運転する自転車と衝突、入院させてしまいました。中学生にも過失がありました。その母親から「こちらには責任がない」と言われ対応に困ってました。しかし、「対歩行者等傷害特約」で相手過失分も補償されると聞き、安心しました。これにより、相手の理解も早く得られホッとしました。



対人賠償責任保険

自動セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 **1** で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額(ご契約金額) **2** を限度に保険金をお支払いします。 [詳細は 38 ページ](#)

POINT1 保険金額は「無制限」に設定されることをおすすめします。

【ご参考】高額判決例

事例	認定総損害額
国道を走行中のタクシーが、道路を横断していた歩行者(41才男性・眼科開業医)に衝突し死亡させた。(平成23年11月・横浜地裁判決)	5億2,853万円
片側3車線道路を車線変更中の乗用車が、歩道寄りのバイクに接触し、バイク運転者(29才男性・会社員)に後遺障害を負わせた。(平成17年5月・名古屋地裁判決)	3億8,281万円



POINT2 相手の方との示談交渉 **3** は、当社が行いますのでご安心ください。

⚠ 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者 **4** が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。



POINT3 対人賠償責任保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故でも迅速な被害者救済が可能です。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 [自動セット](#) により、不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等を原因とする、お客さまに法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。 [詳細は 39 ページ](#)



対人臨時費用特約

自動セット

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。 [詳細は 38 ページ](#)



対歩行者等傷害特約

自動セット

対人賠償責任保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額 **5** を保険金額*を限度に補償します。

*対歩行者等傷害特約の保険金額は、被害者1名につき、対人賠償責任保険と同額になります。(注)自賠責保険等や対人賠償責任保険等の保険金または共済金は、損害の額から除きます。

POINT

相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合 **6** に対する理解が得られず、解決まで時間がかかることも…

➡ 対歩行者等傷害特約があれば、相手の方の過失部分を含めた**損害の額を補償**。相手の方にも納得いただけます。



相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償責任保険の損害賠償の額で異なる場合や、相手の方が公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は右記イメージと異なります。

【対歩行者等傷害特約の補償イメージ】

相手の方の損害の額	相手の方の過失部分	対歩行者等傷害特約でお支払いします
	お客さまの過失部分 [法律上の損害賠償責任の額]	対人賠償責任保険でお支払いします
		自賠責保険等で支払われます

[詳細は 38 ページ](#)

! 例えばこのような事故のとき

お客さまがT字路を直進した際に左方から交差点内に自転車に乗って進入してきたAさんと衝突。入院6か月のケガを負わせてしまった場合。



_____ お客さまの責任割合は80% (注)責任割合は一例です。 _____

Aさんの損害の額 お客さまの責任割合 法律上の損害賠償責任の額

$$500\text{万円} \times 80\% = 400\text{万円}$$

[治療費・休業損害・慰謝料等]

法律上の損害賠償責任の額 自賠責保険等から支払われる金額 お客さまのご負担額

$$400\text{万円} - 120\text{万円} = 280\text{万円}$$

対人賠償責任保険から **280万円**

をお支払いします。



対歩行者等傷害特約から Aさんの過失分20% **100万円**

をお支払いします。



用語のご説明

1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やバイクに加入が義務付けられている強制保険(責任保険または責任共済)をいいます。自動車・バイクの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額(ご契約金額)

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

3 示談交渉

損害賠償の金額を話し合うことをいいます。

4 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方をいいます。

5 損害の額

対歩行者等傷害特約でいう損害の額は、普通保険約款に記載された人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償責任保険の損害賠償の額と異なる場合があります(この場合、対歩行者等傷害特約からのお支払額がないことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。上記具体例は、それぞれの額が同一の場合となります)。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものととして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。

6 責任割合

交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

相手への賠償 (対物)

対物賠償責任保険

自動セット

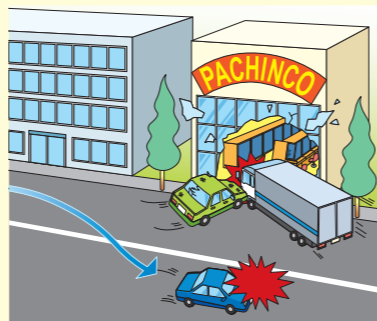
事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、対物賠償責任保険では免責金額 **7** を設定していただけます。 [詳細は 38 ページ](#)

POINT1 保険金額は「無制限」に、免責金額は「なし」に設定されることをおすすめします。

【ご参考】高額判決例

事例	認定総損害額
センターラインを越えて対向車線に進入した乗用車が、前方からきた大型トラックと衝突。その衝撃で大型トラックは対向車線に入り別車両と接触し、道路脇のパチンコ店に飛び込んだ。(平成8年7月・東京地裁判決)	1億3,580万円



! 保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合(無制限を含みます)であっても、ご契約のお車に業務として危険物を積載する場合や航空機との対物事故 **8** については、保険金のお支払額は10億円が限度となります(P38参照)。

POINT2 相手の方との示談交渉、修理工場との打合せ、損害の額の調査等は、当社が行いますのでご安心ください。

! 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。



POINT3 対物賠償責任保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故でも迅速な被害者救済が可能です。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 [自動セット](#) により、不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等を原因とする、お客さまに法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。 [詳細は 39 ページ](#)

! 例えばこのような事故のとき

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突。Bさんのお車に損害が発生した場合。

一時停止標識がある交差点における直進車同士の出合頭事故。お客さまの責任割合は80% (注)責任割合は一例です。



Bさんのお車の損害の額 **100万円** × お客さまの責任割合 **80%** = 法律上の損害賠償責任の額 **80万円** → 対物賠償責任保険から **80万円** をお支払いします。

(注) 対物賠償責任保険の免責金額が「なし」の場合

対物超過修理費用特約

自動セット

対物賠償責任保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 **9** を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

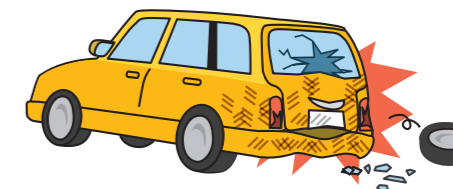
! 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金のお支払条件になります。



[詳細は 38 ページ](#)

! 例えばこのような事故のとき

お客さまがわき見をしてしまい、信号待ちで止まっていた相手の方のお車に追突(お客さまの責任割合100%)。相手の方のお車の時価額は30万円だったが修理するためには50万円かかる場合。



元通りにするための修理費 **50万円** - 時価額 **30万円** = 差額 **20万円** → 対物超過修理費用特約から差額の **20万円** をお支払いします。

[対物賠償責任保険で補償される額]

! 上記の例は対物賠償責任保険の免責金額を「なし」に設定しており、また相手の方が車両保険に加入していない場合で、かつ、修理をされた場合の事例です。

用語のご説明

7 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

8 対物事故

対物賠償責任保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

9 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要のご説明

事故が起こったら

相手への賠償(対人)
相手への賠償(対物)
▶おケガの補償
お車の補償
クルマのトラブルサポート/その他の補償

おケガの補償



人身傷害保険 自動セット

自動車事故特約 任意セット をセットした場合のご説明です。

自動車事故によりご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

下記 **1**～**3** の自動車事故により、被保険者が死傷した場合に、お客さまの損害の額*1に基づいて、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※1「お客さまの損害の額」(治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等)の認定は、普通保険約款に定める損害額基準(人身傷害条項損害額基準)に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。
 (注1)賠償資力が十分でない無保険車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円(人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は、無制限)を限度に補償します。
 (注2)ケガの治療を受ける場合には、健康保険等の公的制度をご利用ください。

【被保険者と補償の対象となる事故】

被保険者*2*3	ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者*10 および そのご家族*11の方
補償の対象となる事故	1 ご契約のお車に乗車中の事故 	2 他人の自動車*4に乗車中の事故*5

【お支払対象となる損害】

傷害による損害	後遺障害による損害	死亡による損害
積極損害 [救助捜索費 治療関係費*6 文書料 その他の費用]	逸失利益*7 精神的損害 将来の介護料	葬儀費 逸失利益*7
休業損害	家屋の改造費	精神的損害
精神的損害	その他の損害	その他の損害

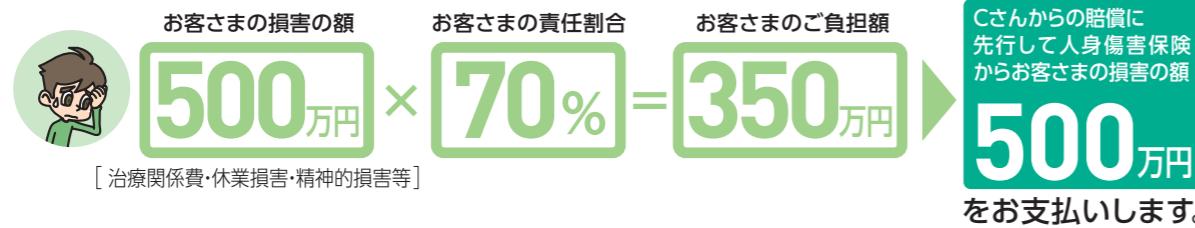
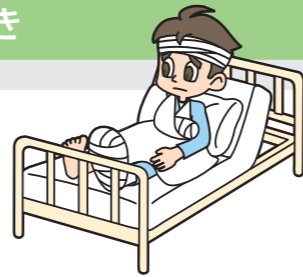
! 自動車事故特約をセットしない場合は、上記**2****3**の事故は対象となりません。

- ※2ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法(以下、自賠法といいます)第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、自賠法第2条第3項に定める保有者・自賠法第2条第4項に定める運転者も補償の対象となります。
- ※3自動車事故特約をセットした場合、記名被保険者およびそのご家族の方が自ら運転者として運転中の他人の自動車に乗車中の方(ただし、記名被保険者およびそのご家族の方の使用上の業務(家事を除きます)のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます)も補償の対象となります。
- ※4「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。
 ①記名被保険者 ②①の配偶者(内縁を含みます) ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
 ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。
- ※5他人の自動車を運転中の事故について他車運転特約(P29参照)でお支払いできる場合は、自動車事故特約による人身傷害保険金については重ねてお支払いしません。
- ※6①応急手当費 ②護送費 ③診療費および施術料 ④入院費、転院費、入・退院費 ⑤看護料 ⑥入院中の諸雑費 ⑦義肢等の費用 ⑧診断書等の費用をいいます。
- ※7交通事故等で死亡したり、後遺障害を被らなければ、これから先当然得られたであろうとされる利益のことをいいます。

! 例えばこのような事故のとき

お客さまのお車とCさんのお車が交差点で出頭衝突。お客さまが入院6か月のケガをされた場合。

□ お客さまの責任割合は70% (注)責任割合は一例です。 □



当社が保険金額の範囲内で、お客さまの損害の額を相手の方からの賠償に先行して補償します。

(注)上記は相手の方からの賠償に先行して、お客さまの損害の額の受取りを希望された場合(先行全額払)の具体例です。



用語のご説明

10 記名被保険者

保険申込書(継続確認書)や保険証券(保険契約継続証)の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。「記名被保険者」欄が空欄の場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。記名被保険者の選定についてはP31をご参照ください。

11 ご家族

記名被保険者の配偶者(内縁を含みます)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

12 人身傷害対象事故

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

POINT

万一の事故でも十分な補償が得られるように、保険金額は十分な金額で設定してください。

保険金額はお車に乗車される方の年齢、収入、扶養家族の有無等に基づいて、右記各年齢別の「総損害額例」を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。

【総損害額例】各年齢別の損害の額の目安

年齢	扶養家族	死亡された場合	重度後遺障害*8の場合
25才	有(1名)	8,000万円	1億6,000万円
	無	7,000万円	
35才	有(2名)	8,000万円	1億5,000万円
	無	6,000万円	
45才	有(2名)	7,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	
55才	有(2名)	6,000万円	1億2,000万円
	無	5,000万円	
65才	有(1名)	4,000万円	9,000万円
	無	3,500万円	

※8重度後遺障害とは、神経系統や胸部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいい、保険金額の2倍(ただし、保険金額が無制限の場合は無制限)を限度に保険金をお支払いします。



- お客さまの損害の額を相手の方の賠償に先行してお支払いするために、「相手の方の有無」・「過失の有無」にかかわらず、事故の際はただちにご契約の代理店・扱者または当社へご連絡くださいますようお願いいたします。
- 当社が保険金をお支払いしたときは、当社は次の①または②のうちいずれか少ない額を限度としてお客さまが取得する債権を取得します。
 ①当社が支払った保険金の額 ②お客さまが取得する債権の額(①の額が損害の額*9に不足する場合は、債権額から不足額を差し引いた額)
 ※9訴訟等で人身傷害条項損害額基準と異なる基準で算出された場合はその額

P20の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。

[詳細は39ページ](#)



傷害一時金特約

入院時の当座の出費に備えられます。

任意セット

人身傷害対象事故 **12** により、被保険者*1がケガをしてしまった場合に、治療日数*2や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

- ※1本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」または「交通事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。
- ※2医師(法令に定める医師および歯科医師をいいます)による治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。

治療日数が4日以内の場合	1万円	
治療日数が5日以上の場合	被保険者が被った傷害	保険金支払額
同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。	1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記 2 ～ 4 以外のもの	10万円
	2 骨折、脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の筋・腱または靭帯の断裂	30万円
	3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
	4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

POINT

上記の保険金支払額が「2倍」となる「傷害一時金倍額払特約」もあります。

- (注1)治療日数が5日以上の場合の保険金支払額が一律10万円となる「傷害一時金(1万円・10万円)特約」もあります。
- (注2)P22の **!** もご確認ください。

P22の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。

[詳細は40ページ](#)

複数のご契約があるお客さまへ

自動車事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄となることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

- (注1)この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約をセットしないことで重複部分をなくすることができます。
- (注2)なお、複数あるご契約のうち、自動車事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

相手への賠償(対人)
相手への賠償(対物)
▶おケガの補償
お車の補償
クルマのトラブルサポート/その他の補償

おケガの補償



人身傷害自立支援費用特約

自動セット

人身傷害保険で補償されないリハビリテーション訓練等の費用を補償します。

人身傷害対象事故の直接の結果として、被保険者*1が特約に定める後遺障害を被った場合に、自立して社会経済活動へ参加するために必要な次の費用を補償します。

※1本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」または「交通事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。

【お支払いする保険金】

費用の種類	保険金の額
リハビリテーション訓練等*2 の費用	支払対象期間 13 中の訓練期間1か月につき 定額5万円
福祉機器等*3の取得費用	支払対象期間中に取得した福祉機器等の実額 (1事故、被保険者1名につき300万円限度)

※2後遺障害により事故前の仕事が続けられなくなり、新たな仕事に就くために受講した職業訓練や資格取得講習等
※3福祉車両、電動車いす、障がい者用パソコン等

【自立支援サービス】

人身傷害保険の被保険者が後遺障害(7級以上)を被った場合に、ご希望により社会福祉士(ソーシャルワーカー)をご紹介し、自立を支援するための各種情報提供やアドバイスをさせていただきます。

詳細は 40 ページ

(注)自動車事故特約とあわせて
セットすることはできません。*1

任意セット



交通事故特約

自転車転倒して死傷した場合等も補償します。

「ご契約のお車に乗車中の事故」「他人の自動車に乗車中の事故」「歩行中・自転車乗車中などの自動車事故」に加え、「自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等、自動車事故以外の交通事故」で、被保険者*2が死傷した場合に保険金*3をお支払いします。

※1自動車事故特約に代えて交通事故特約をセットした場合も、P19の 2 3 の事故は対象となります。
※2本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険および自動車事故特約と同じです。ただし、「自動車事故以外の交通事故」については、記名被保険者およびそのご家族の方が被保険者となります。
※3人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および損害額基準に基づいてお支払いします。ただし、「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、人身傷害保険に定める損害額基準のうち積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

P22の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。 詳細は 40 ページ



犯罪被害事故特約

通り魔等の犯罪事故によって死傷した場合も補償します。

日常生活において犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、記名被保険者やそのご家族の方が死傷した場合に保険金*をお支払いします。

※人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および損害額基準に基づいてお支払いします。

P22の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。 詳細は 40 ページ



人身傷害子ども育英費用特約

扶養者に不慮の事態があったときの補償です。

人身傷害対象事故により、満18才未満のお子さまを扶養している方が死亡または重度後遺障害を被った場合に、1事故、被保険者*1名につき500万円をお支払いします。

※事故時点の年齢が満18才未満のお子さまが補償の対象となります。

(注)P22の ▲ もご確認ください。 P22の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。 詳細は 40 ページ



用語のご説明

13 支払対象期間

後遺障害の症状が固定した月を含め36か月以内、かつ、最初に取り組んだりリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等を取得した月を含め24か月以内の期間をいいます。



人身傷害サポート費用特約

任意セット

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の 1 ~ 3 の保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金】

1 入院時諸費用保険金

被保険者*1が傷害を被り入院した場合に、次の費用をお支払いします。

費用の種類	お支払限度額
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して
④保育施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して
⑥ペット専用施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円
⑧転院移送費用	1事故につき転院 1回分かつ100万円

被保険者*1
1名につき
遠隔地家族
臨時交通費用
保険金と
合計して
200万円限度

(注)ペットは、犬または猫に限ります。

【人身傷害入院時頼れるサポート】

本特約の支払対象事故により被保険者が入院し、家事・介護・育児の代行の必要が生じた場合に、ご希望によりホームヘルパー・介護ヘルパー・ベビーシッターを派遣する業者をご紹介します。
(注)一部離島や年末年始等、地域や時期によっては、ご紹介できない場合があります。

※1本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」または「交通事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。

※2「遠隔地家族」とは、被保険者の配偶者(内縁を含みます)・子・父母をいいます。

(注)P22の ▲ もご確認ください。 P22の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。 詳細は 41 ページ



傷害一時金特約*、人身傷害子ども育英費用特約、人身傷害サポート費用特約をセットするお客さまへ

- ・自動車事故特約をセットする場合は、自動車事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約*、人身傷害子ども育英費用特約、人身傷害サポート費用特約のお支払いの対象となります。
- ・交通事故特約をセットする場合は、交通事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約*、人身傷害子ども育英費用特約、人身傷害サポート費用特約のお支払いの対象となります。
- ・犯罪被害事故特約をセットする場合は、犯罪被害事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約*のお支払いの対象となります(人身傷害子ども育英費用特約および人身傷害サポート費用特約はお支払いの対象となりません)。
- ※傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約を含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

●交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」および「自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。

(注1)この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、交通事故特約をセットしないことで、重複部分をなくすることができます。

(注2)なお、複数あるご契約のうち、交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償が消滅することがありますのでご注意ください。**

●傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、人身傷害子ども育英費用特約、人身傷害サポート費用特約は、自動車事故特約または交通事故特約をセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、下記の事故にあわれた場合も補償されます。

- ①自動車事故特約をセットしている場合:歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故
- ②交通事故特約をセットしている場合:「上記①の自動車事故」および「自転車で乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」

この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。

(注1)これらの特約については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約または交通事故特約をセットしないことで、重複部分をなくすることができます。

(注2)なお、複数あるご契約のうち、自動車事故特約または交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償が消滅することがありますのでご注意ください。**

●犯罪被害事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。

(注)なお、複数あるご契約のうち、犯罪被害事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償が消滅することがありますのでご注意ください。**

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要のご説明

事故が起ったら

お車の補償



車両保険

任意セット

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)^{*1}を限度に保険金をお支払いします。車両保険は、「一般補償」と「車両危険限定¹⁴」の2つのご契約タイプからお選びいただけます。車両保険では免責金額^{*2}を設定していただけます。

^{*1}車両保険金額は市場販売価格相当額¹⁵を参考にお決めください。

^{*2}当社では「1回目事故0万円、2回目以降事故10万円」の設定をおすすめしています(ご契約条件によっては一部設定できない場合もあります)。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

POINT 車両保険のご契約タイプは補償範囲の広い「一般補償」をおすすめします。

○ 補償します × 補償できません

損害の原因	電柱・建物等 自動車以外の他物 との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車対車の 衝突・接触	火災・爆発
ご契約タイプ					
一般補償	○	○	○	○	○
車両危険限定	×	×	×	○ ^{*3}	○

損害の原因	盗難	台風・洪水・高潮	窓ガラス破損・ いたずら	物の飛来・落下	地震・噴火・津波
ご契約タイプ					
一般補償	○	○	○	○	×
車両危険限定	○	○	○ ^{*4}	○	×

^{*3}「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限り補償します。
^{*4}「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって生じた損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって生じた損害」を含みません。
^{*5}地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。この特約により、ご契約のお車が地震・噴火・津波により「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)をお支払いします(P26参照)。

故障による損害(バッテリー上がりを含みます)やタイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

詳細は **4** ページ

車両価額協定保険特約が自動的にセットされます。 (注)車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます(リースカー車両費用特約をセットしたご契約には適用されません)。

ご契約時における「ご契約のお車の市場販売価格相当額」を価額として協定し、車両保険金額を定めることで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。

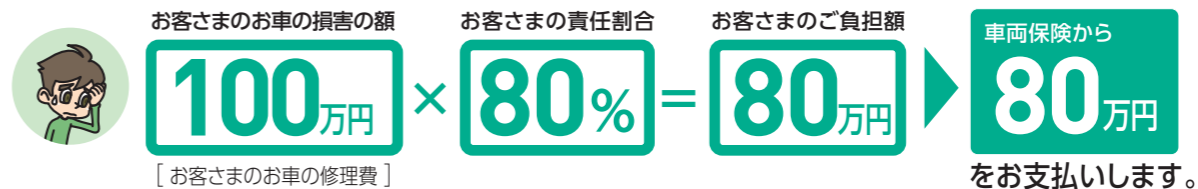
(注)協定保険価額がご契約のお車の実際の市場販売価格相当額を著しく超えるときは、そのお車の市場販売価格相当額を限度に保険金をお支払いします。

！例えばこのような事故のとき

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突。お客さまのお車に損害が発生した場合。



一時停止標識がある交差点における直進車同士の出合頭事故。お客さまの責任割合は80% (注)責任割合は一例です。



車両保険の有無によってご負担額に、こんなに大きな差が出ます。



^{*}車両保険金額200万円、免責金額「1回目事故0万円、2回目以降事故10万円」で1回目の事故の場合



全損時諸費用特約

車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます(リースカー車両費用特約をセットした場合を除きます)。

自動セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のお車が車両事故¹⁶により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難され、発見されなかった場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします。

詳細は **41** ページ



用語のご説明

14 車両危険限定
 「車両危険限定特約」をセットしたご契約タイプをいいます。

15 市場販売価格相当額
 ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額のこと、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出した価格をいいます。

16 車両事故
 車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要のご説明

事故が起これば

相手への賠償(対人)
相手への賠償(対物)
おケガの補償
▶お車の補償
クルマのトラブルサポート/その他の補償

お車の補償



(注)特約のセットは、車両保険をセットしたご契約に限ります。
特約をセットできるご契約条件の詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。



新車特約

任意セット

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。

車両事故により、ご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買って替えられた場合に、「代替自動車の購入費用(新車保険価額¹⁷を限度)」および「登録諸費用保険金(新車保険金額の10%(下限10万円、上限30万円))」をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新車保険価額を限度にお支払いします。

- ①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
- ②修理費が新車保険価額の50%(内外装・外板部品のみ)の損傷の場合を除きます)以上となる場合

ご契約の対象となるお車 満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月以内のお車(型式不明車、リースカーを除きます)
ただし、車両超過修理費用特約、リサイクル部品使用特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 41 ページ



買替時諸費用特約

任意セット

車両事故で新たにお車を買って替えたときに一時金をお支払いします。

車両事故により、ご契約のお車に次の①から③のいずれかに該当する損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買って替えられた場合に、買替時諸費用保険金^{*}をお支払いします。

- ①全損の場合
- ②全損以外で、ご契約のお車の損害の額が50万円以上となる場合
- ③新車特約をセットしており、修理費の額が新車保険価額の50%以上となる場合(内外装・外板部品のみ)の損傷の場合を除きます)

^{*}車両保険金額の15%(下限10万円、上限40万円)をお支払いします。なお、上記③の場合には、「車両保険金額」を「新車保険金額」と読み替えて適用します。

! 買替時諸費用保険金がお支払される場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金および新車特約の登録諸費用保険金はお支払いしません。

ご契約の対象とならないケース

- 車両保険金額が50万円以下の場合
- 新車特約の新車保険金額が85万円未満の場合
- 長期契約において、車両保険金額が50万円以下となる保険年度がある場合
- リースカー車両費用特約をセットした場合

詳細は 42 ページ



車両超過修理費用特約

任意セット

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償します。

次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。

- ①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
- ②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合

! 本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金がお支払される場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

ご契約の対象となるお車 始期日¹⁸の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して26か月目以降のお車
ただし、新車特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 42 ページ



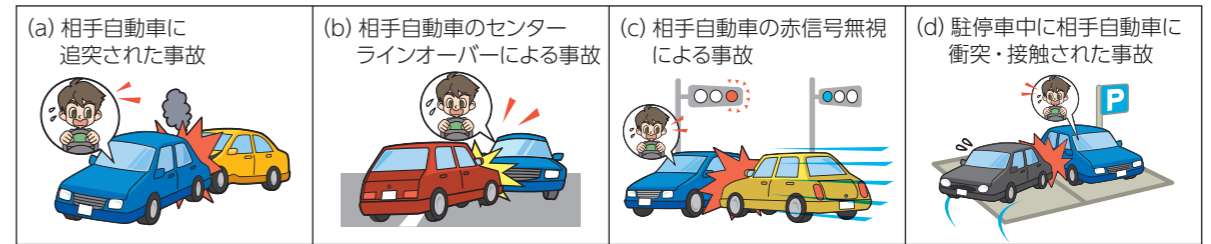
車両保険無過失事故特約

自動セット

「もらい事故」等、お客さまに過失がない事故の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます。

次の①から③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故¹⁹として取り扱い、車両保険金をお支払いします。

- ①ご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合^{*}
- ②ご契約のお車を使用または管理していた方の過失が確定していない場合でも、次の(a)から(d)のいずれかの事故に該当し、かつ、客観的事実に照らして過失がなかったことが認められる場合^{*}



- ③不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のお車の転覆・墜落事故が発生し、ご契約のお車の所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

^{*}「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りします。

! 本特約の対象となる事故であっても、新車特約または車両超過修理費用特約に該当する保険金のお支払いがある場合は、3等級ダウン事故として取り扱います。



地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

任意セット

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払いします。

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「この特約で定める全損²⁰」となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)^{*}をお支払いします。

^{*}この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額の一時金をお支払いするものです。

! 保険金をお支払いした場合であっても、当社がご契約のお車について被保険者が有する所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

ご契約の対象とならないケース 「車両危険限定特約」(車両危険限定)をセットした場合

詳細は 42 ページ



『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約)^{ECO}

任意セット

車両事故時に環境にやさしいリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料が割引となります。

車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が生じた場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。車両事故時にリサイクル部品を使用して修理することを、ご契約時に決めていただくことで、車両保険料が5%割引となります。

- !**
- 安全面を考慮してクーラーコンデンサー、ヘッドランプ、テールランプ以外の機能(保安)部品や消耗品・小部品は新品部品を使用します。
 - 修理工場へ入庫の際は、必ず「修理の際はリサイクル部品を使用する」旨を、修理工場へお伝えください。
 - ご契約のお車を修理工場に入庫した日の翌日から起算して7日以内(祝日・年末年始・お盆の期間を除きます)に部品を調達できない場合は新品部品を使用します。

ご契約の対象となるお車 始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して36か月目以降の国産の自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車
ただし、新車特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 42 ページ



用語のご説明

17 新車保険価額

保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。新車特約をセットする場合は、新車保険価額を新車保険金額として設定します。

18 始期日

保険期間の初日をいいます。

19 ノーカウント事故

この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間(P33参照)の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

20 この特約で定める全損

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約に定める全損に該当する主な条件は次のとおりです(車両保険等に定める全損とは異なります)。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が生じた場合
 - ・ルーフの著しい損傷
 - ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷
 - ・前面・後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
- ご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合
- 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
- 等

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要のご説明

事故が起ったら

クルマのトラブルサポート



事故や故障・トラブルのときのサポート

(注)ロードサービス費用特約とサービスのご説明です。 **自動セット**

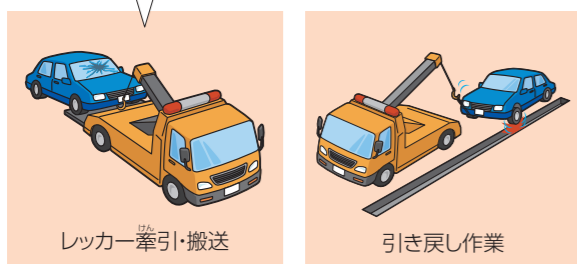
ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能²¹となった場合に、24時間365日現場に駆けつけ、搬送された場合や盗難された場合等(走行不能事故)に必要な下記①・③～⑦の費用等はロードサービス費用

①レッカー牽引・搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。ご契約のお車がレッカー牽引・特約で補償します。

①レッカー牽引・搬送等^{けん} レッカー現場急行サポート

現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います(1回の走行不能事故につき30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)が限度)。

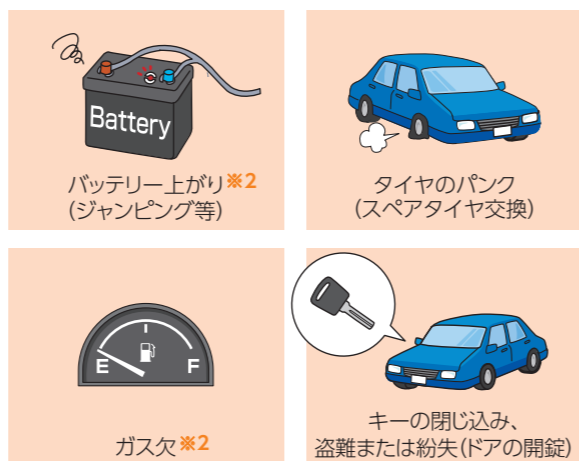
約500km相当^{※1} (運搬費用保険金)



※1レッカー牽引・搬送可能な距離は、提携先実績に基づく当社試算で、車両重量・車体の形状や積載量等により作業内容が異なるため増減する場合があります。
 (注)スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

②応急作業^{けん} クイック修理サービス

現場で30分以内の応急作業を無料でを行います。



※2バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間(ご契約期間)中それぞれ1回(保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回)のみ無料となります。ただし、ノンフリート多数割引(P36参照)適用契約は回数の制限がありません。

③宿泊費用

ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします(1回の走行不能事故、1名につき15,000円限度)。



1名**15,000円**限度
 (臨時宿泊費用保険金)

④帰宅・移動費用

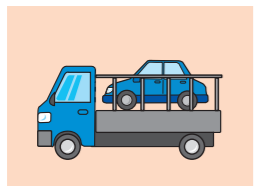
ご自宅または当面の目的地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(1回の走行不能事故、1名につき20,000円限度)。



1名**20,000円**限度
 (臨時帰宅・移動費用保険金)

⑤修理後の搬送費用

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします(搬送費用保険金と引取費用保険金を合計して1回の走行不能事故につき15万円限度)。



15万円限度
 (搬送費用保険金)

⑥修理後の引取費用

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(搬送費用保険金と引取費用保険金を合計して1回の走行不能事故につき15万円限度)。

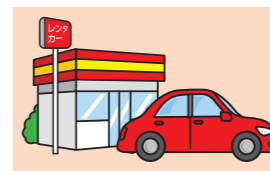


15万円限度
 (引取費用保険金)

⑦代車

修理等のために代車を借りる必要が生じた場合に、その期間中の代車(排気量が1,300c.c.以下の自家用小型乗用車のレンタカー^{※3})を30日(故障等の場合は15日)を限度にご提供します。

※3代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。



30日限度
 故障等の場合は15日限度
 (代車のご提供)

POINT 自力走行不能の場合に限らず事故時に代車をご提供する「代車補償拡張特約」をおすすめします。

ご契約のお車が自動車事故、故障等により自力走行不能となりレッカー牽引・搬送された場合等に加えて、ロードサービス費用特約で補償の対象外となる車両損害が生じた場合にも代車をご提供します。
 ご提供する代車はご契約の代車クラス(P44参照)に応じたレンタカーとなります。



(注)代車補償対象外特約をセットした場合は、代車の補償は対象となりません。

- 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要になる場合があります。
- ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。
- 帰宅・移動費用については、原則として自力走行不能の発生時以後24時間以内に利用が開始されたものに限りです。
- 日常保管場所において発生した走行不能事故に伴い負担した宿泊費用および帰宅・移動費用はお支払いの対象となりません。
- ロードサービス費用特約により代車をご提供する場合は、代車補償拡張特約からは代車をご提供しません。
- ノンオペレーションチャージ(レンタカーで事故を起こされ、車両の修理が必要となった場合の車両の営業補償料等)についてはお客さまのご負担となります。

【初期対応コンシェルジュサービス】

事故または故障・トラブル現場からの移動または臨時的な宿泊を余儀なくされた場合、ご希望により、現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設をご案内します。初期対応コンシェルジュサービスについてはP6もご参照ください。
 (注1)レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に限りです。(注2)地域等によってはご案内できない場合があります。

事故・故障・トラブルのときは

「サポNAVI」アプリ(P5、P50参照)をご利用いただくか、お電話で下記までご連絡ください。

24時間365日 **0120-024-024** *おかけ間違いにご注意ください。
 *音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

聴覚障がい者のお客さまも、スマートフォン・携帯電話の電子メール・Web機能を使ってロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート・クイック修理サービス)のご利用の際は、あんしん24受付センター(0120-024-024)に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱者または当社へご連絡ください。



21 自力走行不能

ご契約のお車が自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要のご説明

事故が起ったら

その他の補償



弁護士費用等特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合または自動車事故によって、被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士費用等(300万円限度*)、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

※弁護士費用等の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

⚠ 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。

P30の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。 [詳細は 44 ページ](#)



他車運転特約

自動セット

借りたお車での事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者またはそのご家族の方が、自家用8車種で特約の条件を満たす他人の自動車を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)の事故について、他人の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車のご契約条件に従い保険金(対人賠償*1・対物賠償*2・人身傷害*3・車両*4)*5をお支払いします。

※1対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約の保険金もお支払いの対象となります。

※2対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

※3人身傷害自立支援費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、人身傷害子ども育児費用特約、人身傷害サポート費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。

※4全損時諸費用特約がセットされた場合は、この特約の保険金もお支払いの対象となります。また、保険証券・保険契約継続証に記載された金額にかかわらず、損害が生じた時および場所における他人の自動車の価額*6を車両保険金額とし、保険証券・保険契約継続証に記載された車両保険の免責金額を適用します。

※5不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

※6他人の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

[詳細は 45 ページ](#)



個人賠償特約

任意セット

日常生活の賠償事故を補償します。

記名被保険者またはそのご家族の方が、日本国内外での日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- ⚠ 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、1億円が支払限度額となります。
- 日本国外での事故については示談交渉を行いません。



POINT

日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉は、当社が行いますのでご安心ください。

⚠ 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。



P30の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。 [詳細は 45 ページ](#)



車内外身の回り品特約

任意セット

大切な身の回り品の損害を補償します。

ご契約のお車で外出中またはご契約のお車の日常保管中*に、偶然な事故によって生じた個人所有の身の回り品(P45参照)の損害に対して、1事故につき30万円を限度に保険金をお支払いします。

※日常保管中の損害は、身の回り品がご契約のお車の室内・トランク等に積載されている状態で、かつ、ご契約のお車も同時に損害が生じている場合に限りです。



[詳細は 45 ページ](#)



ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

任意セット

原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者またはそのご家族の方が、原動機付自転車*1(借用したものを含まず)で起こした事故について、保険金*2をお支払いします。

補償項目	特約名	ファミリーバイク(人身傷害型)特約	ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
相手への賠償(対人)		対人賠償責任保険・対人臨時費用特約・対歩行者等傷害特約を適用し補償します	
相手への賠償(対物)		対物賠償責任保険・対物超過修理費用特約を適用し補償します	
おケガの補償	相手がある事故 交差点での衝突事故など		補償されません
	相手のいない 単独事故(自損事故)	人身傷害保険*3、人身傷害自立支援費用特約を適用し補償します	この特約で定める自損傷害保険金*4をお支払いします
	無保険車との衝突事故		この特約で定める無保険車傷害保険金*4をお支払いします



- ※1総排気量125c.c.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車および総排気量50c.c.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側車付二輪自動車」を含まず)をいいます。
- ※2不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※3保険金お支払いの対象となる特約についてはP46をご参照ください。
- ※4お支払いする保険金についてはP46をご参照ください。

(注1)上記補償項目以外の事故は保険金お支払いの対象となりません。

(注2)運転者限定特約、運転者年令条件特約をセットしている場合であっても、この特約の被保険者が原動機付自転車を使用中に起こした事故等は補償の対象となります。

P30の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。 [詳細は 46 ページ](#)

複数のご契約があるお客さまへ

- 弁護士費用等特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が歩行中の自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の事故にあわれた場合等も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄となることがあります。ただし、特約をセットしない契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償されませんのでご注意ください。(注)なお、複数あるご契約のうち、弁護士費用等特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。
- 個人賠償特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約、日常生活弁護士費用等特約(P46参照)は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄となることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

記名被保険者・運転者 範囲の設定等

運転する方やお車の使い方等によって保険料が異なります。ご契約にあたり、下記の事項についてご確認ください。

1 記名被保険者について

(1) 記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自動車事故特約(人身傷害保険)等の被保険者(補償の対象となる方)の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分」等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を「主に使用される方」*等から1名を設定してください。

*ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。
①主たる運転者(運転頻度の高い方) ②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

(2) 記名被保険者の生年月日をご確認ください。

運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」の保険料を適用します。

(「記名被保険者年齢別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません)

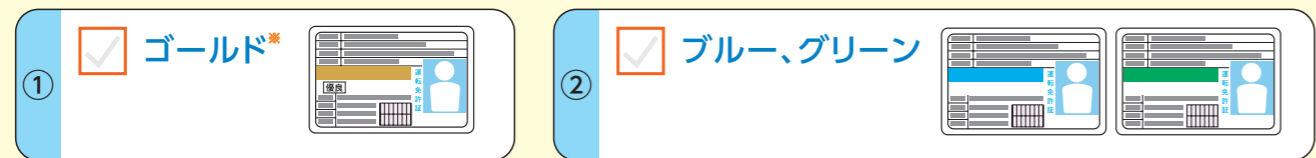
【記名被保険者年齢別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上
-------	--------	--------	--------	--------	-------

(注1) 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」の保険料を適用します。
(注2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年齢に応じた「記名被保険者年齢別料率区分」を適用します。

(3) 記名被保険者の運転免許証の色をご確認ください。

始期日時点における運転免許証の色をご確認ください(運転免許証の現物でご確認ください)。運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。



*始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。

始期日時点で未更新であれば「ゴールド」の場合

早期に更新すれば始期日時点で「ゴールド」になる場合

いずれも「ゴールド」とみなして取り扱います

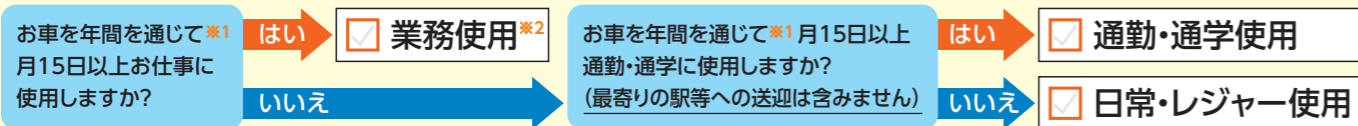
(注) 記名被保険者が運転免許証をお持ちでない場合や国際運転免許証のみお持ちの場合は、「その他」の区分とし、保険料はブルー・グリーンの場合と同じです。

2 お車の使用目的について

ご契約のお車の使用目的をご確認ください。

ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。ご契約のお車を使用するすべての方の使用実態によりご判断ください。

ご契約のお車の使用目的を下記のチャートでご確認ください。



*1「年間を通じて」とは、始期日以降1年間をいいます。保険期間の途中で使用目的が変更になる場合は、その時点以降1年間をいいます。
*2ご契約のお車を事業にのみ使用する場合は、「タフ・クルマの保険」ではご契約できません。

3 運転者の範囲および条件について

運転者限定・運転者年齢条件を設定することによって保険料が安くなります。ただし、限定した運転者の範囲と異なる方がご契約のお車を運転中の事故および運転者年齢条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1) 運転者の範囲をご確認ください。

運転する方の□にチェックマークを入れてください。

運転者	① ご本人 (記名被保険者)	② 記名被保険者の配偶者 (内縁を含みます)	③ ①または②の同居の親族*1	④ ①または②の別居の未婚*2の子	⑤ 左記以外の方 (友人・知人等)
運転者限定の区分	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人限定	○	×	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×
家族限定	○	○	○	○	×
限定なし	○	○	○	○	○

○ 補償します × 補償できません

(2) 運転者の年齢をご確認ください。

1 下記の方の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢をご確認ください。

① ご本人 (記名被保険者)	② 記名被保険者の配偶者 (内縁を含みます)	③ ①または②の同居の親族*1*3	④ ①または②の別居の未婚*2の子*3	⑤ 左記以外の方 (友人・知人等)
運転者年齢条件を満たした場合に補償します			運転者年齢条件にかかわらず補償します	
才	才	才	才	才

POINT

下記の場合は運転者年齢条件にかかわらず補償されるので安心です。

- 別居しているお子さまがときどき帰省して運転する。
- いろいろな友人と一緒に車で出かけて、運転を代わることがある。

(注1) 「運転者限定」を設定した場合、上記の場合であっても、限定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については保険金をお支払いできません。
(注2) 左記①～③の方が営む事業の業務に従事する場合は、運転者年齢条件が適用されます。

2 上記1で確認したご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢にあわせて「運転者年齢条件」を決めていただきます。

運転者の年齢	20才以下	21才～25才	26才～34才	35才以上
運転者年齢条件の区分				
年齢を問わず補償	○	○	○	○
21才以上補償	×	○	○	○
26才以上補償	×	×	○	○
35才以上補償	×	×	×	○

*1 同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「3親等内の姻族」をいいます。
*2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*3 ③④のいずれにも該当する場合は、③として取り扱います。

保険料決定の仕組み

(等級別割引・割増制度／型式別料率クラス制度／各種割引制度)

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の範囲・条件などの他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素

① 等級別割引・割増制度

ご契約ごとに前契約での事故の有無などによって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

33 ページ

ご契約のお車の型式ごとに決定される要素

② 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

35 ページ

ご契約条件によって決定される要素

③ 各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

36 ページ

1 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。

この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間【22】等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します(決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します)。

(注)本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

(1) 新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

●初めてのご契約の場合

6等級(S)を適用し、運転者年齢条件に応じ、【表1】の6等級(S)の割増引率を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



●既に11等級以上の自動車保険※1※2があり(以下、「1台目のご契約」といいます)、2台目以降のお車について新たに契約する場合※3

次の「セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)を適用し、運転者年齢条件に応じ、【表1】の7等級(S)の割増引率を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件

- 1台目および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種であること
- 2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約のお車の所有者
<ul style="list-style-type: none"> ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ●1台目のご契約のお車の所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注)配偶者には内縁を含みます。

- ※1当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。
- ※2他の保険会社または所定の共済とご契約を含みます。
- ※3ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

【表1】

適用等級	運転者年齢条件	年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	35才以上補償
6等級(S)		28%割増	3%割増		9%割引
7等級(S)		11%割増	11%割引		40%割引



22 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日における残り年数)をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

(2) 継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約(今回継続のご契約)の等級および事故有係数適用期間は【表2】のとおり決定し、【表3】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。

(注)計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

POINT

他の保険会社※からの切り替えでも、等級・事故有係数適用期間を継承できます。

※JA共済および当社の定める他の共済を含みます。



【表2】

前契約(満期を迎えるご契約)における事故	無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等級	前契約の等級+1	前契約の等級-3×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 13等級	前契約の等級-1×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 15等級
事故有係数適用期間	0年で変わりません	前契約の適用期間(0年)+3×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有3年	前契約の適用期間(0年)+1×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有1年
前契約が1～6年	前契約の適用期間-1	前契約の適用期間-1+(3×事故件数) (事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有5年	前契約の適用期間-1+(1×事故件数) (事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有3年

【表3】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

等級	割増			割引																	
	1※1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20※2	
無事故								30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有	64	28	12	2	13	19		20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

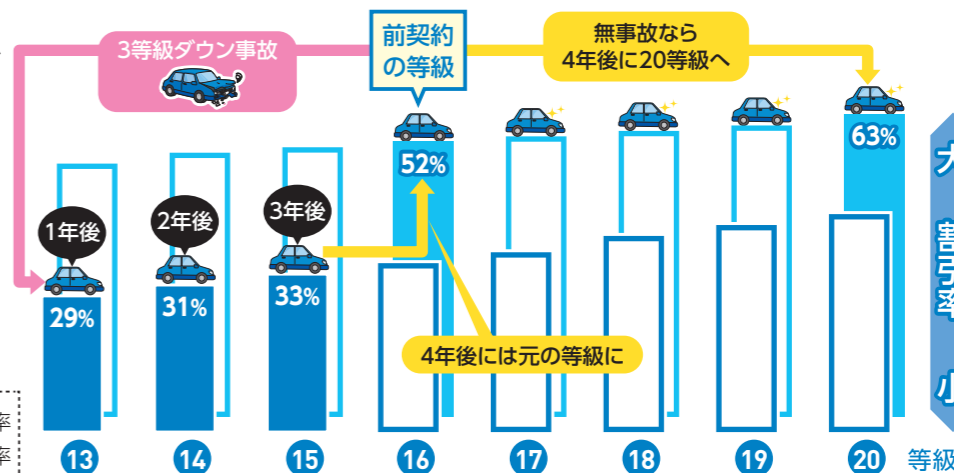
※1継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。

- ①前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること
- ②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること

※2長期優良契約割引が適用される場合は、さらに2%の割引を適用します(P36参照)。

3等級ダウン事故発生時のイメージ

前契約(事故有係数適用期間0年)に3等級ダウン事故が1件あった場合、3年間「事故有」の割増引率を適用します。3年間無事故であった場合、4年後に前契約と同じ16等級となり「無事故」の割増引率を適用します。



■「無事故」の割増引率
■「事故有」の割増引率

保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

主なキャッシュレスの払込方法	概要	○ 選択できます × 選択できません	
		一時払	分割払 ^{※1}
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。	○	○
クレジットカード払 (登録方式) ^{※2}	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。なお、保険契約者が個人の場合、クレジットカードの名義は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者(内縁を含みます)またはその親族名義のクレジットカードに限りします。	○	○
払込票払 ^{※2}	ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーにて払い込む方法です。	○	×
請求書払 ^{※2}	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社が発行した請求書によって払い込む方法です。	○	×

(注)事故の発生が初回保険料の払込前^{※3}の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。
^{※1} 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、ご契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割特約を適用できる場合があります。
^{※2} 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。また、保険料の額によってはご利用できない場合があります。
^{※3} 保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落とし前」、クレジットカード払(登録方式)の場合は「クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認前」、払込票払・請求書払の場合は「保険料の払込手続前」をいいます。

【口座振替の注意事項】

ご契約時の保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合、初回保険料の払込期日の前日までにお客さまご指定の預貯金口座に保険料相当分のご入金をお願いします。初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日(払い込まなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り)を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

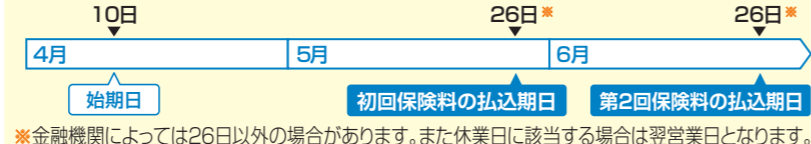
! 保険料一般分割特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が増え、2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

【初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合の注意事項】

- 初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「口座振替申込書」にてお手続きいただき、ご契約後すみやかに(保険責任開始時まで)に、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル(0120-502-565)へご連絡ください。
(注1) 始期日の属する月の前月までにお手続きいただける場合は、ご連絡は不要です。
(注2) 応答装置による質問にお答えいただけますので、自動車保険申込書などご契約内容のわかるものをお手元にご用意ください。
(注3) IP電話等からおかけいただいた場合、電話会社の都合でつながらないことがあります。その場合は、申し訳ございませんが、079-598-2390(有料)におかけください。
- ご契約内容変更時に当社カスタマーセンター(0120-101-101)[※]へご連絡いただくと、追加保険料を口座振替により払い込んでいただくことができます。
[※] 24時間365日受付(ただし、受付の時間帯によっては自動音声応答装置での対応となります)。
- ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」と「口座振替申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただくようお願いします。

【初回保険料の払込期日例】

始期日が4月10日で分割12回払(口座振替方式)の場合の払込期日は下記のとおりです。



2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。

団体扱・集団扱制度の特長

- 団体扱・集団扱制度を適用しないで加入した場合と比べて、一括払なら5%割安、月払でも分割払による割増はありません。
- 契約時に保険料を準備する必要はなく、キャッシュレスでご契約が可能です。保険料は所定の方法で後払となります。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 団体の所属員 ① 団体の役員・従業員 ④ 左記②を構成する個人・法人(右記のいずれかの方) ⑤ 上記④の役員・従業員 (2) 集団自身 ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②の役員・従業員
記名被保険者・車両所有者 [※]	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 上記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 上記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族

[※] 所有権留保条項付売買契約による自動車の買主およびリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなします。

(注) 配偶者には内縁を含みます。

! 保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

補償内容の詳細

普通保険約款・主な特約の「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご説明します。詳細は個人総合自動車保険 普通保険約款および特約をご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合



対人賠償責任保険

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・示談交渉費用 等



対人臨時費用特約

甲慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、甲間・葬儀参列の際の甲慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。



対歩行者等傷害特約

対人賠償責任保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中^{※1}の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合^{※2}に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害について、人身傷害条項損害額基準で算出した額^{※3}を保険金額を限度にお支払いします(自賠責保険等や対人賠償責任保険等の保険金または共済金は、損害額基準により算出した損害の額から除きます)。

- ^{※1} 相手の方が自動車(原動機付自転車を含まず)乗車中の場合は保険金をお支払いできません。
- ^{※2} 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
- ^{※3} 損害の額は、普通保険約款に記載された人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償責任保険の損害賠償の額と異なる場合があります。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものとして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものと同みなします。

保険金をお支払いする主な場合



対物賠償責任保険

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・落下物取片づけ費用 ・示談交渉費用 等

- (注) 保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合(無制限を含みます)であっても、次の①または②のいずれかの事故については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。
 ① ご契約のお車に業務(家事を除きます)として危険物[※]を積載、またはご契約のお車が業務(家事を除きます)として危険物[※]を積載した車を牽引する場合で火災・爆発・漏えい起因する対物事故
 ② 航空機との対物事故
[※] 「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準」の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。(例) ガソリン、灯油、軽油、重油



対物超過修理費用特約

対物賠償責任保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

- (注1) 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金のお支払条件になります。
- (注2) 相手自動車の車両保険(共済契約を含みます)から支払われた保険金(共済金)が相手自動車の時価額を超える場合、その超過額についてはお支払いの対象となりません。

★ 次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

- ・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
- ・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
- ・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害・傷害
- ・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合 ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

補償内容の詳細

相手への賠償(対人・対物共通)

保険金をお支払いする主な場合

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用を保険金額※を限度にお支払いします。

●この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償責任保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償責任保険と同額となります。

保険金をお支払いする主な場合

人身傷害保険

自動車事故によりご契約のお車に乗車中の方等※1が死傷した場合に、保険金額の範囲内で普通保険約款に定める損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いします。

【保険金のお支払方法】1回の人身傷害事故について、被保険者1名につき、次の算式によって算出される額をお支払いします。

- ①[先行全額払] お客さまの損害の額を、賠償義務者からの賠償に先行して保険金をお支払する場合および賠償義務者のいない単独事故の場合
- ②[先行過失払] 賠償義務者からの賠償に先行して、人身傷害保険における損害の額にお客さまの責任割合を乗じた額を保険金としてお支払いする場合※2
- ③[後払] お客さまと賠償義務者との示談等の後に保険金をお支払いする場合

自動車事故特約

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償します。人身傷害対象事故の範囲を拡大し、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故または歩行中・自転車乗車中などの自動車事故により、記名被保険者またはそのご家族※1の方※2が死傷した場合も、人身傷害保険および人身傷害自立支援費用特約の保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合★

- 保険契約者または記名被保険者の故意によって生じた損害
- 台風、洪水または高潮によって生じた損害
- 次のいずれかの方が死傷された場合の損害
- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者(内縁を含みます。以下同様とします)もしくは子
- ③被保険者の父母、配偶者または子
- ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします)に従事中の使用人
- ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り。なお、ご契約のお車の所有者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同様災害特約で保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合★

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害
- 被保険者が、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に生じた損害
- 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に、その本人に生じた損害
- 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に生じた損害
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失※によって、その本人に生じた損害
- 「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。

〈自動車事故特約・交通事故特約共通〉

- ご契約のお車以外の自動車に乗車中の方で次のいずれかに該当する場合
- ①記名被保険者、記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様とします)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の方が所有または常時使用する自動車に乗車中の場合
- ②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合
- ③被保険者の使用者の業務のために、使用者の所有自動車に乗車中の場合
- ④競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用されているご契約のお車以外の自動車に乗車中の場合

保険金をお支払いする主な場合

交通事故特約

自転車等で転倒して死傷した場合等も補償します。自動車事故特約の補償に加え、自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故で、記名被保険者またはそのご家族※1の方※2が死傷した場合に、人身傷害保険および人身傷害自立支援費用特約の保険金をお支払いします。

人身傷害自立支援費用特約

人身傷害保険で補償されないリハビリテーション訓練等の費用を補償します。人身傷害対象事故の直接の結果として、被保険者※が特約に定める後遺障害を被った場合に、自立して社会経済活動へ参加するために必要な職業訓練等の費用や福祉機器等の購入費用に対して、保険金をお支払いします。

傷害一時金特約

入院時の当座の出費に備えられます。人身傷害対象事故により、被保険者※が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、傷害一時金をお支払いします。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

犯罪被害事故特約

通り魔等の犯罪事故によって死傷した場合も補償します。日常生活において犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、記名被保険者またはそのご家族※の方が死傷した場合に、人身傷害保険の保険金をお支払いします。

人身傷害子ども育英費用特約

扶養者に不慮の事態があったときの補償です。人身傷害対象事故により、満18才未満のお子さまを扶養している方が死亡または重度後遺障害を被った場合に、1回の事故につき被保険者※1名ごとに500万円をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合★

- P39の「保険金をお支払いできない主な場合★」の(人身傷害保険・自動車事故特約共通)に該当する場合。ただし、「自動車」を「自動車または交通乗用具」と読み替えます。
- 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害による損害
- 次に該当する間に生じた交通事故によって被った損害
- ①被保険者が競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において交通乗用具に乗車中
- ②被保険者が次のいずれかの航空機に乗車中

- P39の「保険金をお支払いできない主な場合★」の(人身傷害保険・自動車事故特約共通)に該当する場合。ただし、「搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約」については、「損害」を「傷害」と読み替えます。

〈人身傷害自立支援費用特約・人身傷害子ども育英費用特約・人身傷害サポート費用特約共通〉

- 自動車事故特約または交通事故特約がセットされている場合は、これらの特約で保険金をお支払いできない場合
- 犯罪被害事故特約のみ
- 次の事由によって生じた傷害による損害
- ①被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ②被保険者に対する刑の執行
- 被保険者または保険金を受け取るべき者が次の行為を行った場合
- ①犯罪被害事故または犯罪被害事故の原因となった事故を指示、共謀、囑託、教唆または補助する行為
- ②犯罪被害事故を容認する行為
- ③過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等犯罪被害事故を誘発する行為
- ④犯罪被害事故に関する著しく不正な行為

- 次のいずれかの方がその犯罪行為を発生させた場合
- ①被保険者の配偶者(内縁を含みます)
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等以内の親族
- ④被保険者の同居の親族

〈人身傷害子ども育英費用特約のみ〉

- 人身傷害対象事故の発生時点で、次の①または②のいずれかに該当する場合
- ①扶養者が被保険者を扶養していた事実について、健康保険の被保険者証等の公的資料による確認ができない場合
- ②扶養者が被保険者の父母のいずれにも該当しない場合

★ 次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払うことはできません。

- 地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
- 戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害・傷害
- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要の説明

事故が起ったら

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合

人身傷害サポート費用特約

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。人身傷害対象事故に伴う、次の①～③のさまざまな費用保険金をお支払いします。

- ①入院時諸費用保険金
被保険者※1が傷害を被り入院した場合に、次の費用をお支払いします※2。
●ホームヘルパー雇入費用 ●介護ヘルパー雇入費用 ●ベビーシッター雇入費用
●保育施設預け入れ費用 ●ペットシッター雇入費用 ●ペット専用施設預け入れ費用
●差額ベッド費用 ●転院移送費用
(注)ペットは、犬または猫に限ります。
- ②遠隔地家族臨時交通費用保険金
被保険者※1が死亡または入院した場合に、葬儀参列または看護等のために、遠隔地家族※3が、その居住地から現地へ赴くために利用する鉄道、船舶、航空機等の費用から遠隔地家族※31名に対し免責金額1万円を差し引いた金額をお支払いします※2。
- ③介護支援費用保険金
被保険者※1が重度後遺障害を被り、次の(a)および(b)に該当する場合、人身傷害条項損害額基準で算出した将来の介護料と同額を人身傷害保険とは別にお支払いします。
(a)人身傷害保険金が支払われること
(b)人身傷害条項損害額基準で算出した将来の介護料が損害の額に含まれること
※1本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」または「交通事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。
※2費用保険金ごとに支払限度額があります。入院時諸費用保険金と遠隔地家族臨時交通費用保険金を合計して200万円が限度となります。
※3「遠隔地家族」とは、被保険者の配偶者(内縁を含みます)・子・父母をいいます。

おケガの補償

保険金をお支払いする主な場合

車両保険

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が限度となります。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・損害防止費用 ・権利保全行使費用 等
(注)車両保険のご契約タイプには、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「車両危険限定」の2通りがあります(下表参照)。

車両危険限定特約

車両保険の補償範囲を限定し、車対車の衝突・接触※や火災・爆発・盗難・台風・洪水等による損害についてのみ、車両保険金をお支払いします。
※「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車を含みます)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りです。

全損時諸費用特約

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。ご契約のお車が車両事故により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難され、発見されなかった場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします。

新車特約

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。車両事故※1により、ご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買替えられた場合に、「代替自動車の購入費用(新車保険価額※2を限度)」および「登録諸費用保険金※3」をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新車保険価額※2を限度にお支払いします。

- ①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
- ②修理費が新車保険価額の50%(内外装・外板部品のみの損傷の場合を除きます)以上となる場合

- ※1盗難事故については本特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間に「ご契約のお車に損害が生じたときは、本特約のお支払対象となります」。
- ※2「新車保険価額」とは、保険契約締結の時に「ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。なお、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合には、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額および新車保険金額とします。
- ※3新車保険金額の10%(下限10万円、上限30万円)となります。

保険金をお支払いできない主な場合★

- P39の「保険金をお支払いできない主な場合★」の(人身傷害保険・自動車事故特約共通)に該当する場合
- P40の「保険金をお支払いできない主な場合★」の(人身傷害自立支援費用特約・人身傷害子ども育英費用特約・人身傷害サポート費用特約共通)に該当する場合

保険金をお支払いできない主な場合★

- 「車両保険・車両危険限定特約・全損時諸費用特約・新車特約共通」
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、および、その他自然の消耗による損害
- 故障による損害(バッテリー上がりを含みます)
- 国または公共団体の公権力行使によって生じた損害
- タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

〈全損時諸費用特約のみ〉

- 新車特約に定める登録諸費用保険金をお支払いする場合
- 買替時諸費用特約に定める保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする主な場合

買替時諸費用特約

車両事故で新たにお車を買替えたときに一時金をお支払いします。車両事故により、ご契約のお車に次の①から③のいずれかに該当する損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内に代替自動車を取得したときに、買替時諸費用保険金※をお支払いします。

- ①全損の場合
- ②全損以外で、ご契約のお車の損害の額が50万円以上となる場合
- ③新車特約をセットしており、修理費の額が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、内外装・外板部品のみの損傷のときを除きます。

※車両保険金額の15%(下限10万円、上限40万円)となります。なお、上記③の場合には、「車両保険金額」を「新車保険金額」と読み替えて適用します。
(注)買替時諸費用保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金および新車特約の登録諸費用保険金はお支払いしません。

車両超過修理費用特約

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償します。次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。

- ①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
- ②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合

(注)本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

お車の補償

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払いします。ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約)

車両事故時に環境にやさしいリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料が割引となります。車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が生じた場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。

車両保険のご契約タイプ

ご契約タイプ	損害の原因	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・洪水・高潮	窓ガラス破損・いたずら	物の飛来・落下	地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×※4
車両危険限定※1	×	×	×	×	○※2	○	○	○	○※3	○	×

- ※1「車両危険限定」とは、「車両危険限定特約」をセットしたご契約タイプをいいます。
- ※2「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車を含みます)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限り補償します。
- ※3「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって生じた損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって生じた損害」を含みません。
- ※4地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。この特約により、ご契約のお車が地震・噴火・津波により「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)をお支払いします。

- ★次の場合には、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約を除くすべての補償項目において、保険金をお支払することはできません。
 - ・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
 - ・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
 - ・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害・傷害
 - ・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
 - ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要の説明

事故が起ったら

補償内容の詳細

クルマのトラブルサポート

保険金をお支払いする主な場合

ロードサービス費用特約

事故や故障等によりレッカー牽引・搬送された場合等に必要となった費用等を補償します。ご契約のお車が自動車事故、故障等により自力走行不能となりレッカー牽引・搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合等(走行不能事故)に、次の費用等を補償します。

運搬費用保険金	自力走行不能となった現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業のために実際に負担した費用をお支払いします(1回の走行不能事故につき、30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)限度)。(注)この特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできません。	
搬送費用保険金	ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします(搬送費用保険金と引取費用保険金を合計して1回の走行不能事故につき15万円限度)。	
引取費用保険金	ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(搬送費用保険金と引取費用保険金を合計して1回の走行不能事故につき15万円限度)。	
臨時宿泊費用保険金	ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします(1回の走行不能事故、1名につき15,000円限度)。	
臨時帰宅・移動費用保険金	ご自宅または当面の目的地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(1回の走行不能事故、1名につき20,000円限度)。(注)原則として自力走行不能の発生時以後24時間以内に利用が開始されたものに限り。	
代車の補償※1	代車のご提供 〔代車提供型〕の場合	修理等のために代車を借りの必要が生じた場合に、その期間中の代車(排気量が1,300cc以下の自家用小型乗用車のレンタカー※2)を30日(故障等の場合は15日)を限度にご提供します。
	レンタカー費用 保険金 〔レンタカー費用型〕の場合	修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、実際に負担した1日あたりのレンタカー費用(7,000円限度※3)にレンタカー使用日数(30日(故障等の場合は15日)を限度とします)を乗じた額をお支払いします。

- ※1ご契約に際しては、「代車提供型」または「レンタカー費用型」のいずれかを選択いただけます。代車補償対象外特約をセットした場合は、代車の補償は対象となりません。
- ※2代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。
- ※3代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した保険金日額を限度にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合☆

〈ロードサービス費用特約・代車補償拡張特約共通〉

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に生じた損害 等

〈ロードサービス費用特約のみ〉

- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、キーの紛失、燃料の不足または費消(電欠等を除く)等の場合
- 積雪、降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ等を直接の原因とするご契約のお車の走行不能によって被保険者が被る損害
- ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場等において発生した走行不能事故によって被保険者が被る損害(臨時宿泊費用保険金および臨時帰宅・移動費用保険金に限り) 等

保険金をお支払いする主な場合

代車補償拡張特約

ロードサービス費用特約で「代車提供型」をご選択の場合

自動車事故によりご契約のお車の修理等のために代車を借りる必要が生じた場合に、その期間中の代車(ご契約の代車クラス※1に応じたレンタカー)を30日を限度にご提供します。

(注)ロードサービス費用特約より代車をご提供する場合は、本特約から代車をご提供しません。

※1ご契約の代車クラスに応じてご提供するレンタカーの規格は以下のとおりです。

代車クラス	提供するレンタカーの規格
J1	排気量が1,000~1,300ccクラスの乗用車
J2	排気量が1,300~1,500ccクラスの乗用車
J3	排気量が1,500~1,800ccクラスの乗用車
J4	排気量が2,000~2,500ccクラスの乗用車
H1	排気量が1,300~1,500ccクラスの乗用車(ハイブリッド車※2)
H2	排気量が1,500~1,800ccクラスの乗用車(ハイブリッド車※2)
W1	排気量が1,500~2,000ccクラスのワゴンタイプの乗用車
W2	排気量が2,000~2,700ccクラスのワゴンタイプの乗用車
K1	軽四輪乗用車
K2	軽四輪貨物車
V1	排気量が1,500~1,600ccクラスのバンタイプの貨物車
V2	排気量が2,000ccクラスのバンタイプの貨物車
T1	最大積載量が0.5~1.0トンクラスのトラックタイプの貨物車
T2	最大積載量が2トンクラスのトラックタイプの貨物車

※2ハイブリッド車を手配できないときは、ガソリン車を提供させていただく場合があります。

ロードサービス費用特約で「レンタカー費用型」をご選択の場合

自動車事故によりご契約のお車が修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、被保険者が実際に負担した「1日あたりのレンタカー費用(保険証券・保険契約継続証に記載された保険金日額を限度とします)にレンタカー使用日数(30日を限度とします)を乗じた額をお支払いします。

(注)ロードサービス費用特約よりレンタカー費用保険金をお支払いする場合は、本特約からレンタカー費用保険金をお支払いしません。

弁護士費用等特約

保険会社が表示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合または自動車事故によって、被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における次の費用について、保険金をお支払いします。

・弁護士費用等(300万円限度※) ・法律相談費用(10万円限度)

※弁護士費用等の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

(注)弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。

被保険者(補償の対象となる方)	
①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様とします)
③	記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④	記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
⑤	上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
⑥	上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中の他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方 ただし、①から④の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます。
⑦	上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者 (注)次の方は補償対象外となります。 ・極めて異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方 ・業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者

保険金をお支払いできない主な場合☆

- P43の「保険金をお支払いできない主な場合☆」の〈ロードサービス費用特約・代車補償拡張特約共通〉に該当する場合

ロードサービス費用特約にはロードアシスタンスサービスがセットされます。

レッカー現場急行サポート

24時間365日



ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業を行います。

- (注1)これらにかかる費用はロードサービス費用特約で補償します。
- (注2)スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

クイック修理サービス

24時間365日

ご契約のお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料でを行います。

- バッテリー上がり(ジャンピング等)
- タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)
- ガス欠※
- キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)
- その他(30分以内の現場での応急作業)

※外先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。(注1)バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間(ご契約期間)中それぞれ1回(保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回)のみ無料となります。ただし、ノンフリート多数割引(P36参照)適用契約は回数の制限がありません。

- (注2)パンクしたタイヤの修理はサービスの対象となりません。
- (注3)自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。
- (注4)セキュリティ装置付き車両等の開錠は対象となりません。

【お客さまがJAF会員の場合】

お客さまがJAF会員の場合、JAFを優先手配します。あんしん24受付センターにご連絡をいただき、(株)安心ダイヤルがJAFに手配を行い、当社「クイック修理サービス」の範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、保険期間中1回※に限り4,000円を限度に費用が無料となります。

※保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回となります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

ロードアシスタンスサービス

24時間365日 0120-024-024 

*おかけ間違いにご注意ください。 *音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。



ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、あんしん24受付センター(0120-024-024)に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱者または当社へご連絡ください。

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
・戦争、武力行使、革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合 ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

補償内容とサービスについて

ご契約条件等について

補償内容の詳細

契約概要の説明

事故が起ったら

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合

他車運転特約

借りたお車での事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者またはそのご家族※1の方が、他人の自動車※2を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人の自動車※2をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金(対人賠償※3・対物賠償※4・人身傷害※5・車両※6)※7をお支払いします。

- ※1「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様とします)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。以下同様とします)の子をいいます。
- ※2「他人の自動車」とは、ご契約のお車以外の自動車であって、次の①～③の条件をすべて満たしている自動車をいいます。
 - ①用途車種が自家用8車種であること
 - ②記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下同様とします)または常時使用する自動車でないこと
 - ③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車でないこと
- ※3対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※4対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※5人身傷害自立支援費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、人身傷害子ども育英費用特約、人身傷害サポート費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※6全損時諸費用特約がセットされた場合は、この特約の保険金もお支払いの対象となります。また、保険証券・保険契約継続証に記載された金額にかかわらず、損害が生じた時および場所における他人の自動車の価額(他人の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます)を車両保険金額とし、保険証券・保険契約継続証に記載された車両保険の免責金額を適用します。
- ※7不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。

個人賠償特約

日常生活の賠償事故を補償します。

日本国内外における記名被保険者の居住の用に供される住宅※1の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、記名被保険者またはそのご家族※2の方※3の日常生活※4に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、個人賠償保険金をお支払いします。 ※5

- ※1別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
 - ※2「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者(内縁を含みます)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
 - ※3記名被保険者またはそのご家族※2の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります)を含みます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
 - ※4記名被保険者の居住の用に供される住宅以外の不動産や自動車(ゴルフ場におけるゴルフカートを除きます)および原動機付自転車の所有、使用または管理による事故はお支払いの対象となります。
 - ※5日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、1億円が支払限度額となります。
- (注)日本国外での事故については示談交渉は行いません。

車内外身の回り品特約

大切な身の回り品の損害を補償します。

ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷物等に積載した、日常生活で使用する個人所有の身の回り品(外出中※に車外で携行した場合または一時的に持ち出した場合の身の回り品)を含みます。また、ご契約のお車に乗車中の方が携行している場合は、車室内に積載された状態とみなします)に発生した次の①または②の事故による損害に対して、車内外身の回り品保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき30万円が限度となります。

- ①ご契約のお車で外出中に身の回り品に生じた偶然な事故
- ②上記①以外で身の回り品に生じた偶然な事故(ただし、ご契約のお車と同時に損害が生じている場合に限り)

※ご契約のお車を日常保管している車庫から出発してその保管場所に戻ってくるまでの間(その間の一時駐車を含みます)をいいます。ただし、その行程中にご契約のお車を駐車して、他の交通機関に乗り換えた場合には、その時点からご契約のお車に再度戻るまでの間は補償の対象なりません。

(注)「身の回り品に含まれない物」(P46参照)は補償の対象となりませんのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合☆

- 各補償項目で保険金をお支払いできない場合
- 次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害
 - ①運転者の使用者の業務(家事を除きます)のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合
 - ②運転者が役員となっている法人の所有する自動車を運転している場合
 - ③運転者が、他人の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車を運転している場合

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるもの)およびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- ご契約のお車の屋根もしくはトランク上に設置されたキャリア等の装置に固定された身の回り品の盗難によって生じた損害
- 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 身の回り品に存在する欠陥、摩擦、腐し、およびその他自然の消耗
- 身の回り品に発生したすり傷、かき傷、塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって、身の回り品の機能に直接関係のない損害
- 故障による損害
- 次の方が無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方
 - ②ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく買主、リース契約車両の借主
 - ③①、②の業務に従事中の使用人
 - ④①、②の父母、配偶者(内縁を含みます)または子等

保険金をお支払いする主な場合

ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

原動機付自転車の事故を補償します。記名被保険者またはそのご家族※1の方が、特約に定める原動機付自転車(借用したものを含みます)で起こした事故について、次の保険金※2をお支払いします。ご契約に際しては、ファミリーバイク(人身傷害型)特約またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約のいずれかを選択いただけます。

- ファミリーバイク(人身傷害型)特約の場合
 - ・対人賠償※3 ・対物賠償※4 ・人身傷害※5
- ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約の場合
 - ・対人賠償※3 ・対物賠償※4 ・自損傷害※6 ・無保険車傷害※7

- ※1「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者(内縁を含みます)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
- ※2不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※3対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※4対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※5人身傷害自立支援費用特約、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、人身傷害子ども育英費用特約、人身傷害サポート費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
- ※6死亡保険金:1,500万円(後遺障害保険金と合わせて1,500万円限度)、後遺障害保険金:①重度後遺障害を被り介護が必要な場合で後遺障害等級が第1級の場合2,000万円、後遺障害等級が第2級の場合1,500万円、②上記①以外の場合は後遺障害の程度により1,500万円～50万円、介護費用保険金:200万円、医療保険金:医師による治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数1日につき、入院の場合6,000円、通院の場合4,000円(1回の事故につき100万円限度)をお支払いします。
- ※7賠償資力が十分でない無保険車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に、2億円を限度に保険金をお支払いします。

日常生活弁護士費用等特約

日本国内で発生した偶然な事故※1によって、記名被保険者またはそのご家族※2の方の身体や住宅・日常生活用財産に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合や法律相談を行う場合における次の費用について、保険金をお支払いします。

- ・弁護士費用等(300万円限度※3) ・法律相談費用(10万円限度)
 - ※1自動車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。
 - ※2「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者(内縁を含みます)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
 - ※3弁護士費用等の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。
- (注)弁護士に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。

<ご参考>車内外身の回り品特約において身の回り品に含まれない物

①ご契約のお車に定着または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物、付属機械装置およびご契約のお車の原動機用燃料タンク内の燃料 ②商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ③事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物 ④通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物 ⑤預金証書または貯金証書※1、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ⑥旅券、運転免許証その他これらに類する物 ⑦稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、敷草、き草、免許状その他これらに準ずる物。ただし、印章については、身の回り品として取り扱います。 ⑧貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物 ⑨船舶※2、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑩自転車、サーフボード、ウィンドサーフィンのためのボードおよびセイル、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ⑪被保険者が下記に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具

山岳登山 ※3、リージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦 ※4、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ※5搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 ※6

⑫携帯電話・PHS等の携帯式通信機器およびこれらの付属品。ただし、携帯式電子事務機器(ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます)、携帯式ゲーム機およびこれらの付属品については、身の回り品として取り扱います。 ⑬テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体本体については、身の回り品として取り扱います。 ⑭義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。ただし、眼鏡および補聴器については、身の回り品として取り扱います。 ⑮動物および植物等の生物 ⑯その他保険証券・保険契約継続証に記載された物

- ※1通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
- ※2ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートならびにカヌーを含みます。
- ※3「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいいます。
- ※4「航空機」には、グライダーおよび飛行船を含みません。また、職務として航空機を操縦する場合を除きます。
- ※5「超軽量動力機」とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を含みません。
- ※6スキューバダイビングは、ここでいう危険な運動に含みません。

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

- ・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
- ・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
- ・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
 - ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

補償内容の詳細

保険金をお支払いする主な場合

事業用積載動産特約

ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台等に積載した、商品や什器・備品等(事業用積載動産といえます)に発生した次の①から③の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雹雪災、その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が生じた事故
- ②窃盗または強盗
- ③台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災

(注1)紛失は対象となりませんのでご注意ください。
 (注2)「事業用積載動産に含まれない物」(下記参照)は補償の対象となりませんのでご注意ください。
 (注3)この特約は、冷凍・保冷・保温設備を有する自動車を除き、ご希望によりセット可能です。

<ご参考>事業用積載動産特約において事業用積載動産に含まれない物

- ①船舶※1、航空機、自動車(原動機付自転車を含みます)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンのためのボードおよびセイル、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ③携帯電話・PHS等の携帯型通信機器およびこれらの付属品。ただし、携帯型電子事務機器(ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます)およびこれらの付属品については、事業用積載動産として取り扱います。
- ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ⑤動物および植物等の生物
- ⑥通貨、小切手、株券、手形、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等※2その他これらに準ずる物
- ⑦預金証書または貯金証書※3、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ⑧稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き草、免許状その他これらに準ずる物。ただし、印章については、事業用積載動産として取り扱います。
- ⑨貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ⑩冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物
- ⑪社会通念上、一般的な交換価値の認められない情報、資料、文書、フィルム・テープ・ディスク・カード・ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑫ガラス等の易損品※4
- ⑬被保険者の役員または使用人の所有物
- ⑭自動車に定着※5または装備※6されている物
- ⑮その他保険証券・保険契約継続証に記載された物
- ※1ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
- ※2鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます)、宿泊券、観光券(被保険者が購入した事実が確認できない入場券・鑑賞券は除きます)および旅行券をいいます。
- ※3通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
- ※4「易損品」とは、ガラス、陶磁器、ガラス製品、鏡、石製品、石こう製品、かわら、スレート、土管、セメント・コンクリート製品、れんがをいいます。
- ※5「定着」とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。なお、車室内でのみ使用することを目的として、ご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器(有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます)等は、そのメーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取り扱います。
- ※6「装備」とは、自動車の機能を十分に発揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合☆

以下の事由によって生じた損害

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- 事業用積載動産の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意または重大な過失
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 事業用積載動産の紛失
- 詐欺または横領
- ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用すること
- 事業用積載動産の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 事業用積載動産に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害
- 事業用積載動産に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない事業用積載動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 次のいずれかに該当する方が単独に、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗その他の不正行為によって事業用積載動産に生じた損害
- ①被保険者または保険金を受け取るべき方の法定代理人
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方の同居の親族
- ③被保険者または保険金を受け取るべき方の従業員
- 窃盗または強盗発生後60日以内に覚知することができなかった窃盗または強盗による損害
- 事業用積載動産に発生したすり傷、かき傷または塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって事業用積載動産の機能に直接関係のない損害
- 楽器の弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- 楽器の音色または音質の変化
- 被保険者の役員または従業員が次のいずれかに該当する場合に生じた損害
- ①闘争行為、自殺行為または犯罪行為を行った場合
- ②法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合
- ④道路交通法第65条第1項に定める**酒気帯び運転**またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合

等

万一、お手続きをお忘れになった場合のサポート機能

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

■ご契約のお車の入替自動補償特約

自動セット

新たにお車を取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のお車と入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなお車の取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなお車をご契約のお車とみなして補償します* (取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です)。
 ※車両保険については、新たなお車を取得した時および場所における新たなお車の価額を車両保険金額とします。

■家族内新規運転者の自動補償特約

自動セット

運転者年齢条件や運転者限定を変更しなければならぬ以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します(追加保険料の払込みがない間は適用しません)。

① 運転者年齢条件	・保険契約締結日※1以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が新たに運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日※1以降に、新たに記名被保険者の配偶者※2、記名被保険者またはその配偶者※2の同居の親族に該当した場合
② 運転者限定	・保険契約締結日※1以降に、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子が新たに運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日※1以降に、新たに記名被保険者の配偶者※2、記名被保険者またはその配偶者※2の同居の親族・別居の未婚の子に該当した場合

※1 継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。
 ※2 内縁は含みません。

⚠ 契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して31日目以後の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償責任保険、対人臨時費用特約、対物賠償責任保険、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみのお支払いとなります(満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いしません)。

■継続手続特約

任意セット

満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合(お客さまと連絡が取れない場合等)に、自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います。満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡※1を行ったり、お客さまから継続しない旨の申出があった場合は自動的に継続しません。※2

※1 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
 ※2 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

⚠ ●口座振替等のキャッシュレスで契約していただく場合に限りセットできます。ただし、ノンフリート多数割引(P36参照)が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
 ●代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

クルマの安心サポート

自動セット

- 健康・医療・介護ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供／介護のご相談)
- クルマのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)
- ベテランドライバーサポート(安全運転のご相談)

クルマの安心サポート
良い サービス コール

0120-4132-56 無料

*おかけ間違いにご注意ください。
 *音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者のお名前、ご加入の**保険商品名**の他、証券番号またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号(4桁)**が必要になります。

⚠ ●クルマの安心サポートをご利用いただける方は、保険契約者または記名被保険者となります。保険契約者が法人の場合はその法人の代表者となります。(注)共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。
 ●保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 ●サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ●クルマの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ●クルマの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に**保険証券・保険契約継続証と共に**お送りする「**自動車保険サービスガイド**」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

その他の補償

★ 次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払することはできません。

- ・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害
- ・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって生じた損害・傷害
- ・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合 ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

契約概要のご説明

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1.商品の仕組み

タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「お車の補償」、「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P15~30、P38~47をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみ、またはいずれかのみをご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等で確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

- ・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約も可能です*1。
- ・なお、実際に契約していただく保険期間は、保険申込書・継続確認書で確認ください。
- ・補償は始期日の午後4時*2に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- ※1 保険期間が1年を超える長期契約もあります。
- ※2 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」「ご契約のお車の種類」「補償内容」「保険金額」「運転免許の色」「使用目的」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書・継続確認書で確認ください。

6.保険料の払込方法

- ・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P37をご参照ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。
- ・また、代理店・扱者によっても取り扱いできない場合があります。
- ・また、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます*。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
- ※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

7.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申し出ください。解約時には保険料を返還または請求することがあります。解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。また、解約返れい金は原則として解約日から満期日までの残りの期間分よりも少なくなります。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)
・受付時間 [平日9:00~17:00(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

事故・故障が発生した場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター **0120-024-024** (無料)
・受付時間 [24時間365日] ・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**
・おかけ間違いにご注意ください。におかけください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) **0570-022-808**
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

- ・受付時間 [平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

環境配慮と社会貢献への取り組み

ベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

タフ・クルマの保険なら**50点!** + Web約款選択で**プラス10点** eco保険証券選択でさらに**5点***

※お客さまが当社ホームページから「マイページ」にログインし、寄贈に同意された場合に、追加の5点分を当社からベルマーク教育助成財団に寄贈します(追加の5点分につきましては、紙でのベルマークの発行は行っておりませんので、ご了承ください)。

eco保険証券・Web約款をおすすめしています!

下記注意事項もご確認ください

お客さまのパソコンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

eco保険証券・Web約款を選択されたお客さまの数に応じて、環境保護活動を行う団体への寄付や、日本ユネスコ協会連盟等を通じて、東日本大震災の被災地や被災した子どもたちへの寄付を行っています。

地球環境に配慮した割引・特約をご用意しています。

- ECOカー割引(先進環境対策車割引)
 - ドーン!とおまかせ(耐損傷性・修理性割引)
 - ハートフルリサイクル(リサイクル部品使用特約)
- (注)割引・特約の適用にあたっては条件があります。

eco保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- eco保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となります。インターネット環境のないお客さまは、eco保険証券・Web約款を選択できませんので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- eco保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません(一部選択できない契約があります)。
- eco保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、eco保険証券のみの選択はできません。
- eco保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「マイページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
- eco保険証券を選択されたお客さまへ送付される「ID/パスワード」通知ハガキは、保険法(平成20年法律第56号)第6条に定める書面ではありません。勤務先から提出を求められる等、保険証券が書面で必要になった場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- eco保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

事故が起これば

もしも事故が起これば、**「あわてず」「落ち着いて」**下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。



STEP2 警察署への届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出していただくようお願いいたします。



STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。



その場での示談はしないでください!

STEP4 ご契約の代理店・扱者または あいおいニッセイ同和損保あんしん24受付センターにご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-024-024 (無料) 【受付時間】 24時間365日
●IP電話からは0276-90-8850(有料)におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。

- 1 事故発生後ただちに次の事項をご連絡ください。
(1) 事故発生の日時 (2) 事故発生場所 (3) 事故の概要
ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 2 ご連絡後、次のことが判明した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までお知らせください。
(1) 事故の状況 (2) 相手の方・目撃者の住所、氏名、電話番号
(3) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容



万が一の事故!

事故現場での
初期対応も
おまかせください!



スマートフォン専用アプリ サポNavi

「サポNAVI」がお役に立ちます!

事故発生時にお客さまご自身で行わなければならない初期対応。通報ボタンをワンタッチで、専門のオペレーターがお客さまに代わってご対応します。



ダウンロードはこちらから!

またはAppStore、Playストアで「サポNAVI」と検索ください。

